

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成25年6月27日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成25年6月27日（木曜日）

午前10時1分開議
午後0時15分休憩
午後1時16分開議
午後1時42分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第9号 工事請負契約の変更について

議案第16号 専決処分の報告及び承認について

議案第17号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成24年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 専決処分の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①発注標準の見直しについて

②JR鹿児島本線等連続立体交差事業の変更認可について

③熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針（案）について

④「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成24年度）

⑤高規格幹線道路及び地域高規格道路の最近の動きについて

⑥平成25年度上半期の発注目標について

出席委員（8人）

委員長	内野幸喜
副委員長	杉浦康治
委員	堤泰宏
委員	城下広作
委員	中村博生
委員	佐藤雅司
委員	池田和貴
委員	松岡徹

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部長	船原幸信
政策審議監	佐藤伸之
河川港湾局長兼	
土木技術審議監	渡邊茂
道路都市局長	猿渡慶一
建築住宅局長	生田博隆
監理課長	成富守
用地対策課長	立川優
土木技術管理課長	西田浩
道路整備課長	手島健司
首席審議員兼	
道路保全課長	増田厚

都市計画課長 平 尾 昭 人
下水環境課長 軸 丸 英 顕
河川課長 持 田 浩
港湾課長 松 永 信 弘
砂防課長 古 澤 章 吾
建築課長 坂 口 秀 二
営繕課長 田 邊 肇
住宅課長 平 井 章

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時1分開議

○内野幸喜委員長 それでは第3回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、船原土木部長に総括説明をお願いします。

○船原土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向について御報告いたします。

先月27日、九州、四国、中国地方が一斉に梅雨に入りました。熊本広域大水害からの教訓をもとに、県民の方々が安全に安心して生活できるよう防災対策に万全を期します。さらに、復旧・復興についても引き続き全力で取り組んでまいります。

まず、河川については、白川、黒川などのできるのところから順次掘削に着手しております。なお、まだ工事に着手していない箇所につ

については改めて安全点検を行いまして、現場の状況に応じて土のう積みなどの仮復旧を行っております。

また、住民の方々への確かな情報提供を行うため、河川監視カメラを増設するとともに、県内の地上波テレビ全局とケーブルテレビ局の一部との間で、県が有します映像情報を提供する協定を締結しています。

また、白川改修事業に伴う熊本市工区の家屋移転契約状況でございますが、対象家屋240戸の方々の中で、6月14日時点で6割を超える153戸の方々と契約ができました。引き続き早期の契約完了に向けて、誠心誠意取り組んでまいります。

次に、道路については、全面通行どめ176カ所のうち既に174カ所を解除しております。現在、残る県道高森竹田線及び県道内牧坂梨線で用地買収の手続を進めており、8月には工事に着手、今年度中に竣工する予定でございます。

なお、国道57号滝室坂については、去る5月に創造的な復興に向けて、滝室坂道路の新規事業化が決定し、中九州横断道路の一部として整備されることとなりました。

最後に、土砂災害への対応については、砂防堰堤を設置する災害関連緊急砂防事業17カ所のうち5カ所は工事に着手し、7カ所は工事発注準備中でございます。残り5カ所についても早期着手に向け全力を挙げております。

また、既存の砂防堰堤の土砂や流木を撤去し、再度の土砂流出に備えております。

さらに、人命や集落に被害が生じた箇所では、集落上流側に大型土のう積み護岸を設置するとともに、ライブカメラなどを設置しまして情報提供を行うことにより、住民の方々の安全・安心に取り組んでおります。

なお、5月に事業採択されました阿蘇地区3市町村の30溪流の砂防激甚災害対策特別緊急事業につきましては、スピード感を持って

着手してまいります。

平成24年度の緊急経済対策関連予算は333億1,000万円で、県が事業主体となる約306億4,000万円のうち、5月末現在の契約済み額は約108億8,000万円で、率にしまして35.5%になっております。

引き続き緊急経済対策の趣旨に鑑み、早期に効果があらわれるよう取り組んでまいります。

いずれにしましても、災害復旧や緊急経済対策予算の円滑かつ着実な執行を図るため、入札契約制度の見直しなどを含め、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案の概要について説明いたします。

今定例県議会に提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案3件、報告関係8件でございます。

初めに、補正予算について御説明いたします。

今回の6月補正予算は、国の緊急経済対策に対応する地域の元気基金を活用した防災・減災関係の事業に要する経費など、23億356万3,000円の増額補正をお願いしております。

これにより、土木部の一般会計及び特別会計を合わせました6月補正後の予算額は、948億532万8,000円となっております。

次に、条例等関係議案につきましては、工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について2件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、平成24年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてほか7件について御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、発注標準の見直しについてほか5件について御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、議員各位の御支援と御協力をよろしくをお願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、付託議案等について関係課長から順次説明をお願いします。成富監理課長。

○成富監理課長 監理課でございます。

本日は説明資料としまして、建設常任委員会説明資料を準備しております。また、その他の報告事項としまして、6件の報告資料を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。平成25年度6月補正予算資料です。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策に対応する地域の元気基金を活用した防災・減災関係の事業に要する経費などを計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業費については県単事業で、23億356万3,000円を計上しております。

一般会計としまして23億356万3,000円の増額となっております、6月補正後の一般会計の合計予算額は、3段目にあります871億6,918万6,000円になります。

また、上の表右側の特別会計については、補正予算の計上はありません。

その右側、合計欄の3段目ですが、一般会計、特別会計を合わせた今回補正後の予算額は、948億532万8,000円になります。

また、各課別の内訳表につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に2ページ目をお願いします。

平成25年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに各課ごとの補正額とともに、右側に補正額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計の欄をごらんください。財源内訳としまして、その他が23億356万3,000円でございます。この財源は、主に国の緊急経済対策による地域の元気基金でございます。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

○手島道路整備課長 道路整備課の手島でございます。よろしく申し上げます。

資料の3ページをお願いいたします。

2段目の単県道路改築費として、2億5,000万円の増額補正を計上しております。

内訳は右側の説明欄にございますとおり、県道は津留柳線ほか4カ所で1億3,000万円、橋梁は河内矢部線小園橋ほか2カ所で1億2,000万円でございます。

道路整備課は以上でございます。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料の4ページをお願いします。

2行目の単県道路災害防除費でございます。防災力強化事業として2億4,000万円の補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、右側の説明欄にありますように、別府一の宮線の冠水対策として2,000万円、国道445号瀬目トンネルの安全対策費用として2億2,000万円を計上しております。この結果、最下段に示すとおり、道路保全課の6月補正後の合計額は141億6,759万2,000円となります。

道路保全課の説明は以上でございます。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

。

資料の5ページをお願いいたします。都市公園整備事業費といたしまして、7,000万円の増額補正をお願いしております。これは都市公園の利用促進を図るための施設整備等に要する経費でございます。今回の補正予算では、熊本県民総合運動公園、水俣広域公園の整備を予定しております。

都市計画課の補正後の予算は、最下段に記載のとおり108億8,463万9,000円でございます。

都市計画課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課でございます。

委員会資料6ページをお開きください。

上から2段目の一般廃棄物等対策費といたしまして、2億2,168万8,000円の補正を計上しております。これは、公共用水域の水質保全を図るため、県有施設における合併処理浄化槽の整備を行う経費です。本年度と来年度の2カ年で整備が必要な全ての県有施設における合併処理浄化槽設置を予定しております。

また、同事業につきまして説明欄に記載のとおり平成26年度に8,212万8,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

これにより一般会計の補正後の予算額は、最下段に記載のとおり11億213万2,000円となります。

下水環境課は以上です。

○持田河川課長 河川課でございます。

7ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川改良費全体ですが、補正額の欄をごらんください。5億9,300万円の増額を計上しております。

その内訳ですが、2段目の単県河川改良費として2億5,100万円の増額を計上しており

ます。これは、激特事業や災害関連事業を実施している水系に事業箇所を絞り、一層のスピード感を持って防災減災を図る事業と川辺川上流域において五木ダム事業中止に伴う当面の治水対策の整備促進を図る事業です。

具体的には、和水町の和仁川ほか3カ所と川辺川の計5カ所を予定しております。

次に3段目の単県ダム改良費ですが、3億4,200万円の増額を計上しております。

内容は、市房ダムの有効活用を図るためのダム湖内施設のかさ上げ事業と、市房ほか3ダムの水位などのダム情報を県民の方々にホームページで公開するための施設改良事業です。

続きまして4段目の海岸保全費ですが、7,320万円の増額を計上しております。これは、海岸施設の老朽化による漏水被害や背後地に浸水被害が発生しておる海岸において、漏水対策などの施設改良を行うもので、不知火海岸ほか4カ所を予定しております。

以上、河川課の補正総額は、最下段補正額の欄にありますとおり6億6,620万円の増額で、全て地域の元気臨時交付金活用事業となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課です。

説明資料の8ページをごらん願います。

港湾建設費の単県港湾整備事業費として6億2,170万円を計上しております。これは全て地域の元気臨時交付金を財源としております。

事業内容といたしましては、まず港湾海辺空間創造事業は、海の玄関口である港の景観を整備するもので、三角港及び長洲港で実施いたします。

次に港湾・海岸整備事業は、高潮等の災害に備えるため護岸機能の強化及び排水施設の整備等を行うもので、佐敷港海岸ほか6カ所で実施いたします。

以上、補正後の額としては、最下段のとおり61億8,943万1,000円となります。

港湾課は以上です。よろしくお願いいたします。

○古澤砂防課長 1枚めくっていただきまして、説明資料の9ページをごらんくださいませ。

砂防課でございます。

2段目の単県砂防事業でございますが、熊本広域大水害対応といたしまして1億7,000万円を増額計上しております。説明欄のほうに書いておりますけれども、高森町の上色見川ほか4カ所の砂防指定地内の溪流を保全するため流路工を整備するものでございます。

以上、最下段に記載しておりますとおり砂防課の補正後の額といたしまして77億6,553万1,000円を計上しております。

砂防課の説明は以上でございます。

○田邊営繕課長 営繕課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

2段目の営繕管理費でございますが、4,097万5,000円の増額をお願いしております。これは地域の元気基金を活用する事業として、県有施設エレベーター設備の安全性確保のための更新改修及び防災対策を行うものでございます。

以上、営繕課の6月補正予算額は、最下段のとおり4,097万5,000円の増額でございます。補正後の予算額は5億8,245万5,000円となっております。

営繕課は以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

住宅建設費でございますが、2,300万円の増額をお願いしております。これは2段目の公営住宅ストック総合改善事業費の増によるものでございまして、地域の元気基金を活用

して県営住宅のエレベーター設備の防災対策工事を行うものでございます。

住宅課の6月補正後の予算額は、最下段のとおり20億5,179万4,000円となっております。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○成富監理課長 13ページをお願いいたします。

第9号議案工事請負契約の変更についてでございます。この議案は、平成24年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため金額及び工期の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、14ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、水俣地区新設高校体育館改築工事。工事内容は、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり3階建て。延べ面積2,922.77平方メートル。工事場所は、水俣市洗切町11番1号地内。

請負契約締結日は、平成24年10月3日。請負業者は和久田・松下建設工事共同企業体。

変更契約工期は、契約締結日の翌日から平成25年11月25日までを平成26年1月10日までに変更し、変更契約金額は6億3,000万円を6億3,730万1,245円に変更するもので、730万1,245円の増額となります。

契約金額等の主な変更理由としましては、くい工事の変更に伴う増額でございます。

監理課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○増田道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認については、説明資料15ページの第16号議案から、18ページの第17号議案までの2件でございます。

まず、資料の15ページの第16号議案でございますが、詳細は16ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年1月18日午後3時40分ごろ、玉名市玉名の主要地方道玉名立花線のり面に設置していたブルーシートが帯状に裂け、その一部が突風にあおられて、県道沿いの側道を走行中の軽四輪乗用自動車に接触し、ボンネット等を損傷した事故であります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなくブルーシートが接触したものであり、事前に事故を予見しブルーシートとの接触を回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費等の全額に当たる28万1,150円を賠償しております。

次に、資料の17ページの第17号議案でございますが、詳細は18ページの概要にて説明します。

本件は、平成25年2月4日午前8時ごろ、上益城郡御船町七滝の一般国道445号で、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中、道路左側のり面上の樹木から落下した長さ約1.4メートルの枝が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転中に兆候もなく樹木の枝が直撃したものであり、事前に事故を予見し、樹木の枝との衝突を回避することは困難であることを考慮して、自動車の修理費の全額に当たる9万1,250円を賠償しております。

道路保全課関係の提出議案は以上でございます。よろしく申し上げます。

○成富監理課長 監理課でございます。

20ページをお願いいたします。

平成24年度の繰越計算書の総括表でございます。上から順に、第1に繰越明許費、第2に事故繰越を記載しております。

まず繰越明許費でございますが、一般会計

1件と特別会計2件、合わせまして計3件の報告となります。

まず、(1)の一般会計の翌年度繰越額は、10課の合計で729億1,526万178円でございます。

次に、(2)の港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は、熊本港のコンテナヤード等に係る2,300万333円でございます。

次に、(3)の流域下水道事業特別会計の翌年度繰越額は、北部流域下水道の水処理施設等に係るもので、9億4,918万4,802円でございます。

3つの合計を合わせました翌年度繰越額は、738億8,744万5,313円でございます。

記載はしておりませんが、その内訳としましては、経済対策分が約306億円、災害分が約134億円、その他通常分が297億円でございます。

繰越事業の各課別の詳細につきましては、21ページから39ページにかけて記載しております。

個別の説明につきましては省略させていただきますが、繰越理由別の土木部合計額などにつきましては、記載しておりませんが、計画に関する諸条件に係るものが335億4,467万円で約45%程度、設計に関する諸条件に係る理由のものが272億8,307万円で約37%、用地の関係に関するものが111億3,361万円で約15%程度、補償の処理の困難に関するものが17億9,021万円で約2.4%程度でございます。

次に、20ページの事故繰越についてでございます。最下段の事故繰越の欄をごらんください。事故繰越額は、都市計画課の6,423万7,000円でございます。

詳細についてですが、40ページをお願いいたします。

街路整備事業費でございますが、都市計画道路荒尾海岸線において地域の産業活動を活性化させるための整備を実施する事業であります。

繰り越しの理由としましては、当事業は平成23年度事業で、8,951万3,140円を平成24年度に繰り越して事業を行っていたところでございます。

補償建物の移転について移転地に軟弱土があることが判明し、その対応のため移転工事に2カ月のおくれが生じ、ノリ種苗の移転可能時期までに工事が間に合わず、平成24年度の移転が困難となったため、やむを得ず繰り越したものであります。

これらの繰越事業につきましては、早期完了のため全力を挙げて取り組んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

引き続き、41ページをお願いします。

報告第13号専決処分報告についてでございます。職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分報告でございます。

詳細につきましては、42ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成24年9月5日午後3時5分ごろに、熊本市中央区上水前寺1丁目地内の県道戸島熊本線で発生したもので、相手方の示談交渉の結果、県の過失80%、相手方20%で合意し、双方の損害負担額を相殺した結果、損害賠償額は164万3,520円でございます。

事故の状況といたしましては、道路保全課職員運転の公用普通自動車県道戸島熊本線の事故発生場所のT字路の交差点を右折しようとした際、右折しようとした道路から左折で出ようとしていた相手方車両と接触し損傷を与えるとともに、相手方に障害を与えたものでございます。

今回は人的被害のみの和解の報告であり、物的損害については平成25年2月議会で既に和解の報告をしております。

次に43ページをお願いします。

報告第14号専決処分報告についてでございます。

詳細につきましては、44ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成25年2月20日午後2時5分ごろに、球磨郡球磨村大瀬地内の国道219号で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は物損、人身合わせて56万7,267円でございます。

事故の状況といたしましては、球磨地域振興局土木部工務課職員運転の公用軽乗用車が国道219号の事故発生場所で、右折のために停車した前方走行中の相手方車両に追突し、相手方車両の損傷及び相手方車両の運転と同乗者が負傷したものでございます。

以上、職員の交通事故に係る専決処分報告について御説明いたしましたが、損害賠償額は県が加入している損害賠償保険で対応したものでございます。

職員の交通事故、交通違反防止につきましては、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

監理課からは以上でございます。

○平井住宅課長 住宅課でございます。

2件の専決処分報告をさせていただきます。

資料の45ページをお願いいたします。

報告第15号の専決処分報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し請求及び滞納家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

45ページから47ページまでが内容でございますが、47ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は平成25年3月30日でございます。今回の明け渡し請求等に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃等の滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者5件

につきまして、4月23日に熊本地方裁判所に提訴を行ったものでございます。

この5件につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また納入の誓約はするもののそれを守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は71万3,200円、滞納総月数は42カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は下のほうに掲げておりますか、今回が44回目の提訴となり、今回を含め1,018件となっております。

続きまして49ページをお願いいたします。

報告第16号の専決処分報告は、県営住宅の滞納家賃等の支払いにつきまして、訴え提起前の和解を行うものでございます。

49ページと50ページが内容でございますが、50ページの概要で御説明させていただきます。

専決日は平成25年3月30日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めるもの2件につきまして、4月23日に熊本簡易裁判所に訴え提起前の和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は28万3,400円、滞納総月数は15カ月となっております。

この2件につきましては、先ほどの提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のための家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟提起する前に裁判所の関与のもとで今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、判決と同様の効果があり、より迅速で効率的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は下のほうに掲げておりますが、今回で17回目の和解となり、今回を含め182件となっております。

県営住宅の家賃滞納解消につきましては、新たな家賃滞納者をふやさないよう、今後も

口座振替の促進や訪問徴収の強化など徹底した徴収の促進により滞納防止に努めてまいります。

住宅課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について質疑はありますか。

○佐藤雅司委員 交通事故の職員の処分なんですけど、金額については保険で対応するというところで、予算の中に入れて込んで払ったということですが、きょうは人事課は来てないわけですけども、職員の行政処分というのものもあると思うんですけども、その一覧表みたいなもの、例えば飲酒運転事故だったら一発で終わりと、懲戒免職とこういうことになるわけですけども、こうした軽微とまでは言えないかもしれないですけども、についての職員の処分といいますか行政処分、こういったものについての何か一覧表があると思うんですけども、こちらではないんですか。

○成富監理課長 行政処分関係、職員の処分関係につきましては、ちょっと人事課でやっておりますので、きょうは手元のほうにその資料は持ち合わせておりませんので、ちょっと人事課と相談して、どういう資料が先生に御報告できるかは後ほど御説明させていただければと思います。

○佐藤雅司委員 まあ一部でいいんですけども、この、例えば何とかさん、仮に報告13号の場合はどういった処分になるんですかね。

○成富監理課長 現時点では、こういう軽微な事故といいますか、これについては今まで

私の知る限りでは、職員に懲戒関係の処分がなされたということはないと思います。

○佐藤雅司委員 公用車だから、そして勤務時間内だからと、一般の県民の納税者の視点というか、県民の視点から言えば、公用車を粗雑に扱うとか、もちろん運転管理規則みたいなものはあると思うんですけども、公用車だから、本当は個人であれば土曜、日曜であれば、相当自分みずからが払わにやんと、自家用車であればですね、そういうことになっていくわけですけども、公用だから全てが無罪放免で何もないということもいかなものかなという感じはすつとですけどもね。やっぱり部長名で、部長名というか、やっぱり任命権者は知事ですから、何か注意だとか勧告だとか訓告だとか、そういうようなものがあってしかるべきだろうと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○成富監理課長 職員の交通事故関係については、公用車、私用車両面で非常に多いという事実は、私たち土木部内でも考えて、ことしに入りましても公用車の事故もかなり起きていますので、土木部長名で、再度本庁、出先機関に対して注意を周知の徹底をお願いしているところです。また、県全体でも、人事課のほうから総務部長名で、そういう公用車の事故についても注意するよという通知等を総務からもいただいて、それを受けて職員に周知徹底はしているところでございます。

基本的に、故意、重大な過失がある場合については、そういう処分とか、保険で払われる損害賠償の請求が職員にもすることはできるんですけども、故意とか重大な過失がなければ、今のところそこまで職員に損害賠償を求めることはない状況でございます。

○佐藤雅司委員 私がこの質問をちょっと思

い立ったのは、例えば熊本で本田技研、ホンダの職員ですね、車をつくっている大事なところなんですけれども、ここあたりが重大な本人の故意で交通事故等を起こした場合に、かなり厳しい処分があるというふうに聞いております。民間はそうした厳しい感覚のもとで、やっぱりしっかりやっているというふうに思っておりますので、処分することが目的じゃないと思うんですけれども、やっぱり注意の喚起等、それからやっぱり公僕としてのあれをもう少しやっぱりしっかりしていかなといかぬなという、そんな思いがあるんですけれども、それはもうそれでいいんです。そこ辺はまたよろしく願いしておきます。

以上です。

○中村博生委員 住宅家賃の滞納の提訴の件ですけれども、10年ぐらい前からすると大分減ってきておると思うんですが、これも徴収に努力されておる結果であろうと思っております。

半年以上10万円というあれがありますけれども、25年度、こういった言い方をしてよかな、可能性があるような件数がやっぱり発生する可能性であるんでしょうかね。

○平井住宅課長 やはり滞納者も以前よりもかなり減ってきてはおりますが、やはり年間こういった法的措置に至る方というのは、数名やっぱり出てこられてます。

○中村博生委員 認識的にそういったケースがだんだん減ってきたのも事実であろうと思っておりますけれども、今後やっぱり提訴という形じゃなくて和解も数件ずつあるようございまして、そういった形にも努力していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○平井住宅課長 実はこの法的措置をとって

おりますが、この法的措置に至る前に住宅課と滞納者の方の間に任意のと申しますか、24カ月の分納の誓約を入れていただいて、そういった手続もとっております。そういったことで、またさらに難しい方につきましては、最終的には法的な措置、それもできるだけ和解で、やむを得ない場合には訴訟という形で今処理をしております。

○中村博生委員 もう一つは、専決処分の同じ軽乗用車でブルーシートと枝が落ちた損害、これはもう損保会社がぴしゃっとした形でやっておるんでしょうけれども、その現場現場で違うかと思いますが、片やブルーシートは9万、それと枝が落ちたというのは20何万ということなんですけれども、その辺をちょっとお聞かせ願えれば。

○増田道路保全課長 ブルーシートのほうが28万1,150円なんですけれども、これの内訳が修理費が21万5,000円です。それからレンタカー代が6万6,150円ということなんですけれども、修理費21万5,000円がその後の17号の枝が落ちた分が9万1,150円なんですけれども、これと比べて高いということなんです。ブルーシートが車全体的にフロントからガラスからバンパーから全てかかったものですから、それで擦過痕といいますか、擦り傷で全体的に補修が出てきたということで見積りが高く出たんだろうと思います。

それから、その後の枝の関係なんですけれども、こちらのほうはフロントガラスだけが損傷しましたものですから、ガラスだけの交換ということで9万1,250円ということになっております。

○中村博生委員 わかりました。はい。

○城下広作委員 済みません、8ページの例の三角の空間創造事業の部分で、これは要す

るに駅から船の船着場のほうに行く整備のこともたしか一緒に入っていたというような形だと思えるんですけども、何か雨のときにそのことを想定して、港のほうからバス停のところまではカーポートといいますか屋根みたいな形でやっていくと。だけれども、ちょっとバス停にこだわるから駅の正面からちょっと離れたところのほうから屋根をつけていくと。結局、道路はまだ開口部だからそのまま道路には何もないと。駅から降りる、雨のときを想定して、その後誘導するのは屋根をつけているという事業だというふうに聞いておいたと思えるんですけども、A列車なんか今ばんばん宣伝しながら天草に行こうという部分なんですけれども、道路の部分が何かこう連絡通路として、例えばいわゆる高いところの部分で、いわゆる歩道橋みたいな形で屋根がつくみたいな形のような構想なんちゅうのは、これは無理なのかなと。雨が降るのを想定してずっと屋根をつけるのに、道路の部分は結果的に開口部だから、駅から降りてその部分は絶対ぬれると。そこから先屋根があったってぬれるところは完全に、そこはどうしようもないというふうに、仕方ないを見るのか、ちょっとそこを工夫するような経緯があったのかなのか、その辺のことはどういうふうにちょっと考えとるか。結構、予算が大きいんですよ。そしてこの辺を大きく、港をもっと大きく売り込もうという事業なんですよね。だから、その辺の流れをどういうふうにちょっと考えておられるのか。駅からいわゆる港側に行く駐車場が本当は前真つすぐ行くと一番近いんですけども、右に曲がり込まないかぬというような形の分にあって、距離も遠くなるような形の誘導帯になっておるんですね。この辺の考えた部分とか、どういう結果でそうだったかというふうなことを。

○松永港湾課長 港湾課です。今、城下委員おっしゃいました三角の東港の整備の考え方

ですけれども、先般記者発表をした案というのは、まだたき台ということで、現に今、地元の方々を含めてワークショップを開催して、もう3回ぐらい開催しましたけれども、いろんな意見を聞きながら、いわゆる成案を今からつくっていくという段階です。

その中で、いわゆるシェルター、JR三角駅から乗船場まで向かうシェルター、屋根なんですけれども、これについてはやっぱり必要性はあるということで、今広場の中には一応予定しています。

問題は、今御指摘になりました国道57号のところを横断するところなんですけれども、実はちょっと今図面がないんですけれども、御承知かと思うんですけども、今横断歩道が駅を降りて右側のほうにちょこっとあるんですけども、そこは信号はございません。かつ乗船場というのは左側のほうにあって、ちょっと導線が非常に複雑で見にくいということ。それと交通安全上も、信号がないということで安全に横断できないという課題があったということで、これについても県警とも協議をやっていまして、最終的にはやっぱり交差点を集約して信号を設置して安全を確保しようという方向で今なってます。

それで駅からいわゆる広場に至るところの屋根については、ワークショップの中でもいろんな意見が出ています。そういうような委員御指摘のようにぬれないようにならないかという御指摘がございました。ただ、やっぱり国道上に屋根をつけたら、いろんなまた制約があるもんですから、それも含めていろいろ検討していくことになるかと思うんですけども、一般的にはやっぱり国道の上に屋根をつけるのは厳しいのかなと。となってくると、従来やっていた立体横断施設という形で横断歩道橋となるんですけども、この点またUDの観点もあるというようなことで、いろんな一長一短があるもんですから、今からそのあたりは地元宇城市とか地元の方々の意

見を聞きながら詰めていくことになります。

○城下広作委員 せっかくJRのA列車という形、また天草の観光もやろうと、また三角の港自体も、いわゆるある意味ではその空間を非常に生かしていこうという大きな部分があるし、もともとあそこは世界遺産とか何とかいろんなことで港の石積みなんかも売り出そうという部分で非常に大事なスポットだと思うんですね。そのときに、いわゆるJRとの船との連結、そのための部分としてどういふのがあるかという、いろんな年齢層も考えながら、UDの話もありましたし、また雨でも便利で使いやすいようにするとか、いろいろこれはある意味では工夫をする余地があるなということで、ぜひそういうことも視野にまたいろんな意見を考えて取り組んでいただきたいと思いますので、要望したいと思います。

○内野幸喜委員長 よろしいですか、回答は。はい。

ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 11ページ、また平井課長で。ちょっとお尋ねですが、この県有施設のエレベーター設備の改修費ですね、1億1,000万ですか、これは。ちょっと説明してください。

○平井住宅課長 今回補正でお願いしておりますエレベーターの補修費は、2,300万という額でございます。

○堤泰宏委員 ああ、そうか。これは8億1,900万というのは何ですか。

○平井住宅課長 これはストック改善、ほかの外壁改修とか防水改修全て含めました全体の予算が……

○堤泰宏委員 エレベーターは2,300万ですね。これは何基ぐらいずつですか。

○平井住宅課長 これにつきましては1基。市営住宅の新東町団地という団地に10階建ての団地がございますが、そのエレベーターを1基改修することにしております。

○堤泰宏委員 交換。

○平井住宅課長 これは安全対策工事でございますけれども、古いものにつきましては部品の交換では改修ができませんので……

○堤泰宏委員 だけん端的に言うてはいよ。

○平井住宅課長 一応エレベーターは取りかえるということでしております。

○堤泰宏委員 2,300万でですね。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 そうすると、住宅課で管理しとるエレベーターというのは幾つぐらいあるとですか。

○平井住宅課長 現在、全部で32基設置しております。

○堤泰宏委員 全部で32基。

○平井住宅課長 はい。

○堤泰宏委員 22基かな。そうすると、大体住宅の棟数というのと幾つぐらいあるとですか。

○平井住宅課長 現在365棟だったと思いま

す。

○堤泰宏委員 365棟。

○平井住宅課長 ちょっと正確ではございません。

○堤泰宏委員 大体でいい。そうすると、その中でエレベーターがあるのが大体30棟前後ということですかね。

○平井住宅課長 そういうことになります。

○堤泰宏委員 そういうことになっですもんな。そんなら、おおむねエレベーターがついてないことが多いわけですたい。すると最近建てたやつがエレベーターがついておるといふふうに考えてよかわけですか。

○平井住宅課長 以前は、5階建てまではエレベーターの設置義務はございませんでしたので、それにはついておりませんが、公営住宅法の改正によりまして、エレベーターの設置は3階以上はつけることになりましたので、新しいものについてはエレベーターは、3階以上のものですから、ほとんどつけております。

○堤泰宏委員 何かやっぱ、月々にこれは営繕課になっとかしらぬばってん、ちょっと住宅を越えて県が管理しておるエレベーターの毎年でもよかですけれども、管理費は幾らぐらいかかっておるかわかるですか。

○平井住宅課長 これは一般ほかの県営施設も大体同じだと思いますが、県営住宅の場合ですと32基ございまして、保守点検費で年間1,440万ほどかかっております。1基当たりになりますと、大体1基当たり45万が毎年の保守点検費ということになっております。

○田邊営繕課長 営繕課につきましては、直接保守点検というのは行っておりませんで、データは営繕課として持ち合わせておりませんけれども、現在FMの関係、ファシリティーマネジメントの関係で管財課と連携をとっております。管財課からいただいた資料によりますと、平均やはり50万円程度が保守点検費と。（「毎月」と呼ぶ者あり）毎年でございます。（「毎年じゃなからう」と呼ぶ者あり）毎年が50万円です。

○堤泰宏委員 1基当たりがですね。1基はそんならいだろうな。すると全部でどんくらいかっつとですか。

○田邊営繕課長 申しわけありません。全体の数字では把握できておりません。これは管財課からいただいている資料につきましても、管財課が所管している部分だけでございまして、そのほかの部分で入ってないものもありますので……

○堤泰宏委員 管財課に聞かなわからぬわけですね。

○田邊営繕課長 そうです、大変申しわけありません。

○堤泰宏委員 それで何を言いたいかという、エレベーターというのは非常にお金を食うとですね。1基かえるのに、ちょっと私は勘違いして、これは幾つもエレベーターのメンテナンスとか何か全部の予算と思って8億かなと思ったですけれども、1基で2,300万ですよね、これは更新ですね。耐用年数が大体15年か20年ぐらいですか。

○平井住宅課長 財務省令によりますと、一応17年が耐用年数ということになっております。

すね。

○堤泰宏委員 17年、まだ、そんならいだらうな。割算すると、もうえらい高いもんになるですな。そうすると県営住宅の家賃から計算すると、エレベーターの割合というのが非常に高くなると思うんですね。やっぱり3階までぐらいに今からつくるときはなはったほうがよくなかですか。

もう一丁よかですか。

それから、新規を今から建てかえていけば3階以上はエレベーターが必要と聞いていますが、この前もちょっとお尋ねしたりしたですな、今、住宅というのは3割は空き家ですもんね。3割空き家ですよ。ちゅうこつは、もう住宅は要らぬちゅうことでもんな。余り県営住宅の重みがあるかどうかということも、根本的に検討する時期に来ておるような気がすつですな。そして県営住宅に入って、今度は家賃は払わぬ、追い出すときには弁護士使って費用はかかる。非常に私は、そこ辺はもう検討時期に来るとるような気がすつですな。

それから、この前ちょっとお聞きしたんですが、何か県の住宅供給公社の構成が変わるとですかね。ちょっとお尋ねします。

○平井住宅課長 住宅供給公社の件でよろしゅうございますか。

○堤泰宏委員 ええ、将来とかどぎゃん。

○平井住宅課長 今回、本会議に質問をいただいておりますが、今、主に4つの事業を行っておりますが、分譲事業それから公社がみずから持っております賃貸住宅、土地の管理事業、それから県営住宅あるいは再生機構の賃貸事業、受託管理事業それから住宅展示場の事業を行っておりますが、そのうち土地の分譲事業につきましては、現在、光の森ほか

5団地の分譲を行っておりますが、これにつきましては今売り出しているものが全て売れば、そこで分譲事業は終わることになっております。今決まっておりますのはそれだけでございまして、そういったことも含めまして、今後住宅供給公社の業務をどんなにやっていくかというのは、これから検討していく時期だというふうに思っております。

○堤泰宏委員 やっぱり全体のですよ、私たちは国会議員じゃないけん日本全体があれだけれども、県全体のもう少子化で住宅の着工件数も減つとるし、それから3割も住居が余っちゃうという中で、今後、住宅事業をどうするかとかをやっぱり検討されたほうがいいと思うんですな。

それでエレベーターのことをちょっと聞いたのは、余り幅広う聞いてもぼやけるもんですから、ちょっとエレベーターにきょうは絞ってお尋ねして、いかに住宅事業というとは金がかかるかということをお尋ねしたかったんですな。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑。はい、松岡委員。

○松岡徹委員 かなりありますが……。

○内野幸喜委員長 この関係ですな。

○松岡徹委員 はい。まず4ページの瀬目トンネルのところですね。これは私は8年前だったかな、瀬目トンネルの問題を取り上げ、その当時の建設常任委員会で聞いたことがあるんですけど、もともとは国がしよったんですけれどね、地質のコンサルタントがあそこは適しないというのが最初あるコンサルが。その後また別のコンサルで適しますというような形になったということも、ちょっと

いろいろその当時議論になったんだけど、実際あすこ開通したらひび割れがずうっと出てきた。僕も2回ばかり、その当時現地調査に行ったんですけども、当初はひび割れしたところは、ひび割れが発見された日時を書いてあったんだ。後では、ちょっとそれを消してね、そういうようなことも当時問題にしたことがあったんだけども。その当時は、大丈夫大丈夫というようなことだったんですが、だんだんだんだん私もしょっちゅう五木のほうには行くもんだから、だんだんだんだんやっぱり川側からのひびだけじゃなくて、いわゆる山手のほうからも含めて。この前の新聞報道によると、県の費用だけで2億8,000万かな。今度、新たに2億2,000万ということで、一体これを何に今度使うのかですね。

○増田道路保全課長 今回補正をお願いしている内訳ですけども、調査費とそれから工事費ということでお願いしております。

それで工事費の関係ですけども、支保工ということで補強工事をやっております。これはもう平成13年からずっとやっておりますけれども、これを継続してやると。

それから原因が地すべりということなものですから、緩慢な地すべりということで整理はされておりますけれども、これの抑止として水抜きボーリング等をやっておりますけれども、これも続けてやりたいと。

それと、あとは安全対策で信号機とか情報板あたりも設置をしたいと思っております。

それと調査費の関係なんですけれども、これにつきましては地すべりの全体の把握をしたいということで、ボーリング費用等を計上していると。あと観測あたりもモニタリングですね、地盤の変位それからトンネルの変位あたりもまだあっておりますので、それあたりの計器類あたりの設置と、ちょうど、当初国のほうで設置されたやつがもう10年以上な

るものですから、更新の時期になっているということで、それらの費用ということで今回お願いをしております。

○松岡徹委員 瀬目トンネルは今課長からあったけれど、結局はだんだんだんだんね、僕の印象では状況は悪化しているような感じがするんですよね。今、県挙げて五木の再生に取り組んでいますし、非常に大事な課題ですね。ところが、あすこ今のルートでいくと、瀬目トンネルを行かないと五木にいわば最短では行けないというかね。しかし、非常に何か、いつ行っても不安な感じがするわけですよ。もし、あそこで事故でもあったら大変だから、やっぱり抜本的に調査をして、いわゆる都合が悪いから安全、安全と言ってだんだん悪くなっていくというんじゃないくて、本当にどうなのかと。

それから、もし予期せぬ何か事態になる前に、やっぱり通報がちゃんとチェックできるちゅう体制とかね。どうしても、やっぱりあれならば、いわば右岸のほうに回って行くルートも、あそこはないことはないんですね。ですから、この瀬目トンネルの問題は、いわば安全だ安全だといって不測の事態にならないような抜本的な対応を強く求めて、これ以上悪くならないようにきちっとしてほしいということですね。

委員長、続けてよかですか。

○内野幸喜委員長 いいですかもう答弁は。

○松岡徹委員 答弁は、いいです。

繰越関係で、河川課関係で2つほど。1つは、この前一般質問でも言ったんですけど、課長これですね。石原地区の13センチ問題ですね。河川管理施設構造令ですね、これでは大体2,000トン前後の場合は、いわば余裕高はどれだけというふうに示されてますか。

○持田河川課長 2,000トンのときは、ちょっと間違っていれば済みませんが、記憶では1.2メートルだったと思います。

○松岡徹委員 ここに構造令のそのものと説明の文書や図解したものもありますけれど、課長がおっしゃっている1.2メートルなんですよ。この河川構造令では、その堤防の高さを規定した20条でそういうことになっているわけですが、そうすると、こん前本会議でも言ったように、13センチというのは洪水のときの13センチで本当に安全と言えるのかという現実の問題がありますけれども、同時に、この構造令との関係でも、あそこの場合もっと言えば2,500トンから2,000トン未満の場合では1メートルになっているわけね。2,000トン以上が1.2メートルということからしても、その13センチということが本当に適切なのかと。このままで押し通していくつもりなのか、ちょっと伺いたいんですけど。

○内野幸喜委員長 松岡委員、その資料をもしよければ、各議員持っていないもんですから、それも、より手元にあったほうが委員の質問等もわかりやすくなるかと思っております。

○松岡徹委員 コピーさす……

○内野幸喜委員長 はい。

○持田河川課長 よろしいですか。

松岡委員から今御質問のあった、2,000トンに対して13センチの余裕ということですね。一応、県管理区間の小礮橋から未来大橋まで、熊本市間について今激特事業で取り組んでいるんですけど、激特事業も河川整備計画、これに基づいてやることとなります。ですので、それでいくと熊本市間の河川

整備計画の目標は2,000トンではなくて実は1,500トンになります。ですから1,500トンに対して掘り込み河道の場合の余裕高は60センチということになりますので、4月の常任委員会でもお答えさせていただいたとおり、1,500トンで60センチの余裕を取っていますと。

御指摘の箇所も1,500トンでいくと60以上の余裕がございまして、なおかつ今回の流量が代継橋地点で今年の洪水ですね、河川整備計画メニューの全てが完成をすると2,000トン以下になるという洪水の検証結果を国が出しておりますので、一応2,000トンの洪水に対しても地盤高はあふれないというチェックをやっておりまして、その結果が13センチですという御説明を地元のほうにも差し上げているところですので、そういう考え方で一応改修のほうは進めております。

○松岡徹委員 肝心の資料が今ここにはないからあれですけども、いわばハイウォーターがあるですたいね、それを1,500かあるかな。あれはね、だから余裕高というのは、その図面を今コピーしに行っているから後で見ていただくといいけれども、ハイウォーターがあって、そして天端まで余裕高というようになっているんですよ。だから、いわば当然その13センチでは足りないわけでしょう。いわば県の説明では、実際の地盤高と、いわばその計画をした場合の水位との差が13センチとなっているわけだから、どう考えてもそれは理屈に合わないんじゃないですか。実際13センチしかないわけだから、地盤高と県の計画の水位の差が。

○持田河川課長 たしか2,000トンの場合は、地盤高からの差が13センチということで地元のほうにお伝えをしておりますけれども、激特がちょっと補足で説明をいたしますと、河川整備計画に基づいてやるということ

ですので、1,500トンを余裕を取って安全に流す。それと、昨年と同じ規模の洪水が来たときも家屋浸水を起こさないということを目的にやりますので、そういった意味合いで1,500トン余裕高を取って安全に流すという目的とともに、2,000トンが流れたときに地盤高を上回らないというチェックをあわせて行っておりますので、それを地元の方々に御説明をいたしたということになります。

○松岡徹委員 ただ、去年の7.12、あそこは何トンだったんですか。

○持田河川課長 代継橋では2,300トンの流量が発生をしたということを知っておりますので、残流域等がそうないですから、同じような流量が流れているというふうに……

（資料配付）

○松岡徹委員 そうでしょう。大体あそこは2,300トン流れて、実際その現在の堤防からすると、いわば3メートルぐらい上回ったんですよね。それで、いろいろやりますということで出されたのが、いわば堤防高と水位が13センチだから、いわば家屋の安全とか何とかあなたは言うたけれども、13センチで安全が保たれるわけないでしょう。だから僕は本会議でも言ったように、その数字のいわば何というか、空論的なやり方じゃなくて実際上いわば地盤高と13センチしかないままで、いわば大丈夫ということで押し通すのは、それは、それで住民に安心しなさいなんて言って誰が安心できますか。あなたは、そんならそこに住んでごらん。13センチで安心と言えますか。13センチとは、このくらいじゃないですか。あの7.12のときのあの洪水のときに13センチぐらいの差で、安心してそこに寝ておられますか。誰が考えてもおかしいじゃないですか。

○持田河川課長 確かに2,000トンでは13セ

ンチというのは、計算結果で出ておりますが、河川改修について段階的に一応進めていくということで、今、河川整備計画というのが白川では平成14年に国と県で一緒になってつくっております。そのときの目標流量が熊本市域では1,500トンですから、それに基づいてまずは1,500トンは安全に流しましょうと。その上で河川整備計画のメニューが全部完成をいたしますと、去年の洪水は1,900トン、代継で1,900トンですけどもという結果を国のほうが出しておりますので、それに対しては家屋浸水を防ぐ、要は地盤高以下に水位をおさめるという考えで計算結果をしたのがこういう結果なんですけれども、今の一応の考え方は、激特事業も河川整備計画に沿って、熊本市間の県管理区間ですね、これはまずは1,500トンの流量を安全に流すんだ、その上で地盤高以下に洪水を抑えるんだということで、チェックをかけて今の激特の法線を決定をして工事を進めておりますので、そういったことを今後とも丁寧に地元のほうには御説明をしていきたいというふうに考えています。

○松岡徹委員 去年のああいう7.12の水害があって、今激特で河川改修に取り組んでいますたいね。そのときの基準は何ですか。

○持田河川課長 河川整備計画に沿って、1,500トンの流量を安全に流すということと、それから家屋浸水を起こさない、つまり地盤高以下に水位を抑えると。

○松岡徹委員 要するに、その2番目のところね。要するに去年のような洪水になっても、やっぱり家屋被害を防ぐというのが基準じゃないですか。だから言っているんですよ。家屋被害をなくすというのが基準であるのに、実際は13センチしか地盤高と水位の差がないというのが将来の課題にしていいのか

と。去年の規模に対応できるということで、今進めているわけでしょう。そのところを言っているわけですよ。そんなことでいけば、いわば国家賠償法なんかの法律を読んでも、故意または過失によって云々とあるたいね。そういうことで行政がやって、もしいわば水害に遭ったらどうなりますか。だから、私はそんなふうに、ああ言えばこう言うとか、1,900トンだ1,500トンだという数字のことじゃなくて、去年のような大水が出て被害に遭わないようにするというのが行政の責任で、それであなたたちも一生懸命やっているわけでしょう、ほかのところでも。そういう立場で見たときに、ここはどうかということについては、それは改めていくということが必要だと思うんですけど、そうじゃないですか。

○持田河川課長 委員の御指摘のおっしゃる趣旨というのは、河川管理者の立場としては、言われんとすることはわかります。

ただ、今回の激特がやはり河川整備計画、法定計画ですけども、これに基づいてやって、まずは1,500トン安全に流しましょう、その上で昨年と同じ洪水が来たときに、地盤高以下に水位を下げましょうということを目的にやっておりますので、まずは5カ年間はこの事業を迅速に進めて、国から認めていただいたお金と時間の範囲の中でこの事業を完成していくというのが河川管理者の務めであるとそういうふうに考えています。

○松岡徹委員 だから、そのところが本当に、いわば住民を軽視しているちゅうか、被害に遭うことが当然予測されるのに、5年は我慢してくださいということでしょう、あなたが今言っているのは。いわば13センチしかないけれども、5年間は我慢してください、今この河川整備計画はこれでやっていますからということですよ。それは、例えば小碓

橋から下の国の直轄区間だって、いわば地盤高との関係でははるかに足りないから、いわばかなり広い範囲でパラペットをつくったりしてやっているですよ。だから、いろいろな手はあるだろうと思うんですけど。そういうふうになぜ立たないのかというところが問題だと思いますね。同じ答弁なら、もう要りませんので次にいきたいと思えますけれども。同じ答弁。

なら次に。

先日、清流球磨川を取り戻す会の方々が県庁に見えられて、主に2つのことをちょっと要請されたと思うんですけども。

1つは、荒瀬ダム撤去に伴って支流のほうも相当清流がよみがえってきているちゅうかアユもとれるようになっていて。百済木川の話があって、ずうっとこうここに写真がありますけれども、こんなふうに透明感が強まって、アユの投げ網もとっていると。

ところが、ここに以前、水車用の堰があって、それはもう實際上、以前から壊れて、それが表に出たのに、何か今度また改めて堰をつくって、それでいわばその状態が泥化して非常にまずい状態になっているという点での改善を求められたと思います。これについてはどうするつもりかということが1つ。

あとダムの関係で瀬戸石ダムが来年3月31日で水利権の更新を迎えますよね。河川法の36条で国交省河川管理者は知事の意見を聞くとなっているわけですね。そうすると、知事はただ自分の個人的な判断で意見を言うだけじゃなくて、当然、地元の住民とか地元自治体とかということの意見を聞くということになるんじゃないかなと。ここにいろいろダム関係が出ていますので瀬戸石ダムについてのその辺についてはどう考えているか。この2点。

○持田河川課長 まず、1点目の百済木川の件ですね。これは既存の水車用の堰というお

話があったんですけれども、まず一義的には、堰のちょっと下流のほうに護岸がありまして、実はその護岸が根が浮いて危ないという報告が地元の八代市のほうからございました。現地を調査すると確かに浮いている。原因をちょっと調査研究をしたんですけれども、その堰というか床どめの効果もあるやつでして、その左岸側がちょうどなくなって、出水時にはその流水がちょうど左岸に集まって、それで護岸の根が洗われて浮いていると。その護岸の上には公園とか県道がありますので、これは維持補修が必要だということで、まず護岸の根継ぎ等の工事をやるとともに、被災原因である流水が左岸に集まらないように、そういった床どめの機能のある昔の堰ですけれども、それを補修をしたというそういう経緯でこの工事をやっております。

続けて2点目なんですけれども、瀬戸石ダムについては、来年の3月水利権の更新時期を迎えまして、特定水利ですから国が許可権者で、知事に意見を聞かれるというのは委員のおっしゃるとおりです。当然、知事も自分の思いつきとかそういうことで意見を述べるのではなく、総合行政の長ですから、いろんな観点から検討して当然意見を述べるということになると思いますが、現時点でその電源開発のほうの申請内容、これはまだ申請は行われておりませんのでわからないという話。それから、それを受けて国のほうは、いろんな条件を必要があればつけて、河川の状況に悪影響を及ぼさないようにですね。それで、必要があればそういう条件をつけて許可をするということになりますけれども、そういった内容が現時点ではまだわかりませんので、現時点で、さあ知事に意見を聞かれたときにどうするのかということは、申しわけないですが現時点ではちょっとお答えができないということですね。

○松岡徹委員 瀬戸石関係では当然その段階になったら、地元の声なんかは聞くというふうに理解していいですね。

○持田河川課長 いろんな状況があると思うんですけれども、まずその河川法の規定ですね、これでいきますと、まず23条というのがあって、流水の占用の許可、このときにまず申請者、この場合は電源開発ですけれども、水利使用による影響とその対策について規定した申請書を提出しなければならない。国はそれらを検討して適切に判断した上で許可を出すということがこの23条の趣旨です。

もう一つ、36条の知事への意見照会の際、これ実は知事が意見を返すときに、関係の首長さんですとか住民の方々の意見を聞くという手続は、この河川法の条文の中にはありませんので、こういったことも総合的に勘案しながら、そのときに考えていくことではないかというふうに考えています。

○松岡徹委員 さっき、あなたもそれなりのことを言われたから、今はちょっとぼかしたけれども、当然聞くということになると思うんですけれどもね。知事が個人的に見解を述べるということだけでないことは、はっきりしていますよね。現に八代の福島市長なんか、その機会が来たら、いわば意見を言いたいし聞いてほしいというようなことも言っておられるし、これはどうですか。

○持田河川課長 私が答えた趣旨は、現段階では電源開発の申請内容、それから国の判断これがまだわかりませんので、わからないという趣旨を申し上げました。あわせて、やはり河川法の中では流水の占用の許可を与えるときに国は適切に判断するでしょうし、そういうふうに決まっていますので。あと36条の知事の意見照会の際、このときは関係首長、地域住民の方の意見を聞く手続がございます

るので、こういったことも勘案しながら考えていくことだというふうに考えているということですよ。

○松岡徹委員 当然、よそでは島根県なんかでは何か検討会みたいなのをつくってやっているところもあるようだし、当然、丁寧に聞いて意見を上げるようにすべきだと思いますけれども、百済木川の件ですね、いわば護岸の強化というのが地元から出たのは僕も知っているんですけどね。それと、いわゆるせっかく川がよみがえってきたのが、いわば泥化するというようなあり方が、いわば災害対策と清流を取り戻すという点で、極めて県のやり方は稚拙というか適切でないんじゃないかということですよ。もっと地元の声も聞いてやるべきじゃなかったかというようなことを、この前言っておられたと思うんですけどね。ですから、これは私とあなたとやって結論が出るものではないから、よく地元の声もさらに聞いてですね、改善すべきところは改善するようにしていただきたいなと思いますけれどもいかがですか。

○持田河川課長 工事の段階でも地元の漁協の方の意見をお聞きしたり、着手した後もその施工の業者を通じてですけども、地元の方に説明して意見を聞いたりしてやっておりますので、今後ともここに限らず工事のときには地元の意見に耳を傾けながら適切に対処していきたいとそういうふうに考えています。

○松岡徹委員 36ページの砂防関係ですね。ここで繰り越しがかなり出ておりますけれども、どうもちょっと、僕はこれは本当かなと思って確認したい点が、新聞報道で九州北部豪雨があつてやがて1年と。それで復旧工事が福岡や大分に比べて熊本がおくれているというような報道がなされているわけですね。

5月末時点で土砂崩れ跡を復旧する治山工事が完成したのは、県内75カ所のうち6カ所だけと。県が発注する道路や河川砂防の復旧工事でも635件中224件で35%と。福岡の場合は470件中200件で43%、大分は847件中477件58%と熊本より進んでいるということなので、これはこの報道はどう見たらいいのかなというのが1つと。

それから、これは6月14日付の地元紙の報道で「進まぬ警戒区域指定」ということで、砂防課の県内の溪流を中心にして1万3,490カ所の土砂災害危険箇所のうち42%の5,608カ所で、全国平均は59%だという報道があるわけですね。私は、県の皆さんは相当頑張って県挙げてやってきたというふうに思っているし、そうだろうと思いますので、ここところはただこの記事を見過ごすわけにもいかぬんだから、どういうふうに捉えたらいいのか、砂防課のほうかな、伺いたいと思います。

○古澤砂防課長 2点ほど御質問がございましたが、第1点目のほうの昨年の災害を受けての緊急砂防事業でございます。御承知のとおり大災害を受けまして調査、測量から着手しておりますけれども、やはり国との協議の中で設計——どういうダム規模等をつくるかという協議と、それから、ある程度計画が固まりました後、地元への説明会等を行います。その後の用地取得に非常に手間取っております。というのは、山間部でございますので、御承知かと思っておりますけれども、ある程度、土地の境界がよくわからないところとか、あるいはそこに相続が発生しているだとか、そういったことに非常に時間をとられております。

先ほど部長の総括説明の中にもございましたけれども、今7カ所のほうは、いわゆるそういうことが終わりました入札手続を進めているところでございます。

残りの5カ所でございますけれども、用地取得に非常に手間取っておりますけれども、肅々と全力を挙げて用地取得を頑張っておりまして、いきたいと思いますというふうに考えております。

2点目の6月14日の新聞で土砂災害警戒区域の指定がなかなか進まないじゃないかということの御指摘がございました。熊本県のほうも平成17年から土砂災害警戒区域の指定を始めております。その当時から予算的なことがございました。かつ調査して、地元説明会あるいは地域の首長様の御意見を聞くといった手続に、どうしても1年半から長くて2年ぐらいかかっているという状況がございました。いわゆるお金が非常に不足していたということでございます。かつ熊本県の場合1万3,409カ所という危険箇所がございます。これも全国的に見ますと16位ぐらいのちょっと上のほうにあるかと思っておりますけれども、そういった危険箇所の多さ、それから予算、人的配置が非常に不足していたという点があったと思います。

それを鑑みて、平成23年度から予算を県当局の財政のほうで認めていただきまして、増額しております。かつ人員不足につきましては、嘱託職員さんを各振興局に配置させていただきまして、そういった事務作業の補助的な作業を手伝っていただくという形で進めております。現在5,600カ所ですかね、熊本県3月末の段階でしておりますけれども、これを毎年2,000カ所以上を指定を進めていきたいということで、平成28年度までには土砂災害の危険箇所について調査を終え、土砂の警戒区域の指定を終わらせたいという考え方で取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 もちろん僕も砂防課はもちろんだけれども土木部挙げて、それで県挙げて取り組んでこられたし、そう思っているんですよ。

そっで確認したかったのはこれはこのとおりかと。今、課長のお話で指定のほうはこれは大体同じ数字ですね。3,490カ所のうち2,039カ所というのはね。もう一つのほうの熊本、福岡、大分と出ていますでしょう、こっちはどうなんですか。いわゆる熊本県は5月末時点で土砂崩れ跡を復旧する治山工事が完成したのは県内75カ所のうち6カ所と。砂防の復旧工事で635件中224件というのは、これはこれを確認したかったんですよ。どうなんですか。

○古澤砂防課長 熊本県の着工箇所ということでしょうか。

○松岡徹委員 これは日経かな。もう1回読みますと、復旧工事は被害が大きかった熊本県で特におくれが目立つと書いてあるんですよ。私は熊本は相当頑張っていると思ってるもんだから気になるわけですよ。5月末時点で土砂崩れ跡を復旧する治山工事が完成したのは、県内75カ所のうち6カ所だけと、県が発注する道路や河川、砂防の復旧工事でも635件中完成は224件で35%と。福岡は470件中200件で43%、大分は847件中477件で56%と出ているわけですよ。それで熊本がおくれが目立つというものだから本当かなというこれの確認をしたかったんですけれども。

○成富監理課長 今の数字は、治山のほうはちょっと土木ではわからないので除かせていただくと、今の数字は県河川、砂防、道路、下水合わせた数字で635件になっています。

おっしゃるように、うちのほうから5月末現在の完成は35.3%と出させていただいています。ただ、それ以外に着手済みもありますんで、その中で本当に何もしてない未着手は25.5%。他県と比べてやっぱり今回、熊本県がかなり被害が大きかったんで、数値だけでは必ずしもあらかわせないものと思っています

んで、単純におくれているということではなくて、一生懸命取り組んでしているということは御理解いただきたいと思っています。

○松岡徹委員 それはもう何回も言うように一生懸命取り組んでいるということは、僕もそう理解しているわけですよ。これはもちろん砂防課だけでなく全体のあれやね。

○成富監理課長 はい。

○松岡徹委員 ということで、僕がおくれているということを何か追及するとかそういう視点じゃないんですよ。これをちょっと確認をして、現状がそうならそれでさらに強めないかぬし、頑張っていたきたいなという趣旨ですので。

あと……

○内野幸喜委員長 松岡委員、別の質問ですかね。では先にまた……

○松岡徹委員 それでもいいですよ。

○佐藤雅司委員 そんなら私。まだいっぱいあるとですか。

○松岡徹委員 いや、あとあの……

○佐藤雅司委員 済みません。それなら私が……

災害の関係でございますが、この中にも予算を組んでいただいて、そして一生懸命、今の話じゃありませんけれども、本当に真摯に取り組んでいただいているということでありまして、阿蘇振興局も頑張っていることは私のほうも承知しております。

いよいよ梅雨本番になってきました。やっぱり6.26はきのうでございましたのでどうなるのかなとちょっと心配しました。おかげで

小康状態になって、一つは山を越えたのかなと、まだまだ7月12日まで1年までもうちょっとあります。恐らくどかんと来るんではないか、こういう心配をみんなしているわけですが、その中で2つですが、河川とか、例えば私が白川あたりを通ってくるんですけども、やっぱり川が増水しますと、今、河川工事をやっているんですね。着手してやっております。大型の土のうを積んで、ずっとこう川の流れをちょっと変えながら作業をしているというのがちょっとよくわかります。

それから山のほうでも砂防事業をやられる準備をされている、それから大型の土のうをやっぱり山をおさめていくために積んでいらっしゃるということですが、1点は、土のうの、この山のほうの土のうがどれくらいに耐えられるのかなという、あのいわゆる切り立った斜面ですからもちろんかなりのところには耐えられると、もちろん完璧じゃないと、100%じゃないと思うんですけども、何か表現するのに、どれくらいまでは耐えられるんですよという話が技術的に皆さん方が数字として押さえられているのかという点が1点と。

それから工事関係者が入っておりますので、そういう何と申しますか、途中で雨が降ってきたり、途中で山が少し動いたりするときのまたさらに増加分というのが出てくるんですね。その辺の金額と申しますか、工事の変更みたいな、やっぱり相当技術的にも、もちろん切り立った斜面でございますので注意をしながらやっていることは事実だと思いますけれども、その辺をやっぱり業者とどのあたりで連携をとっていきながら金額の面をやっていただいているのか、その辺をちょっと聞きたいなと思って、その2点をちょっとお尋ねいたします。

○古澤砂防課長 2点ほど。大型土のうの性

能と申しますか、どこまで守れるかという話ですが、今ちょっと資料を持ちませんけれども、今、土砂ですね、いわゆる土石流というのにはまず無理だろうと。いわゆる土砂水、雨が降りまして、梅雨の一般的な雨で土砂が流れてきて水を広がらないように、一つはみずみちをつくって既設の川なり水路に集めて、ほかの集落に広がらないようにということで、一義的には設置させていただいております。

それで、どれくらいの安心感があるかと言われると、非常に私も安心感はあるかと与えていないかもしれませんが、言葉は失礼でございますけれども、ないよりはあった方がいいかという部分に近いのかなと思っております。

2点目の切り立った崖で今後どういう土砂が再発するかわかりませんが、そういう場合にはいわゆる設計変更なりを行い、追加工事等の計画等も考えながらやっていくということで、それは現場のほうの振興局の担当及び請け負われました業者さんとの密接な連絡ですね、それをとっていただきながらやっていくということだと思います。あわせて、その近隣の方々へのいわゆる情報ですね、作業中にどういう崩れがあったとかいうのは、適宜御報告なり周知させていただきながら安全に工事を進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤雅司委員 非常に心もとない答弁でありまして、ないよりあったほうがいいぐらいの話ですが、まあそれくらいの強度しかないんであろうという印象は持っていました。

したがいまして、やっぱり早期の完成というのが望まれるところでありますので、今後ともそういったところはしっかり——私もいろんな地権者の話だとか、なぜ進まないかみたいな話が今出ておりましたけれども、建設産業はこれだけ縮んだ中でまた膨らませてい

くというのは簡単なことじゃないなというふうに思っております、さまざまな要因が私はあるんだろうというふうに思っておりますが、その中でも一生懸命頑張ってもらえたらだろうというふうに思いますので、しっかりとやっていただきますように要望しておきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 39ページの住宅課関係ですね。公営住宅の維持補修関係で、実はこの前の常任委員会でもちょっと言ったんですけど、私はアートポリスというのは熊本の価値を高めるといいますか、そういう意味ではないことだと思っておりますよ。

ただ、その一方でアートということが強調され過ぎて、いろんな問題点が出た場合は、それはそれとしてアートポリスをよりすばらしいものに完全なものにするために是正しつつという視点が大事じゃないかなというふうに前回申し上げたと思っておりますけれども、実は県営保田窪第一団地から声があつて現地の調査もして、先日、会長さんを初め署名を添えて住宅課のほうに来られたわけですが、保田窪第一団地というのは皆さんも御承知のように、こういう熊本市の帯山校区にあるアートポリスの初期の建物なんですけれども、ここにはアートポリスの視察者なんかも来られるらしいんですけど、中が、例えばこの写真は、要するにこの保田窪第一団地の1棟というのは、部屋があつてそして渡り廊下みたいなのがあつて、もう一丁部屋があつて、その渡り廊下のところに風呂場とか手洗いがあつて、そしてそこには何のサッシもないもんだから、冬はまさに寒気の中を風呂に行かないかぬし、また出なきやいかぬ。外からも見えると。雨が降るときはもう雨が降り込むので

傘を差して自分の家の次の部屋に行かないかぬ。また靴下なんかも当然履いては渡れない。ひとつ間違えば床上浸水になるような危険もあるというのがこの状態なんです。こういうふうの中に庭があって、いわば渡り廊下のところは何のサッシもない。いろいろあって、第1棟がこれだから、2棟、3棟は改善されているらしいんですけども、第1棟の2階、3階もこういうふうに改善されているというようなことを僕はもう現場を見てびっくりして、自分がこういう住環境に置かれたらどうするんだろうと。これはアートポリスの街灯というか防犯灯というか、もうアートだからいわば蛍光灯みたいなのが上にあるんですね。だから下はもう真っ暗と、ひどいところは女性なんか歩かれないようなね。ほかにも細々いっぱいあるんですけども、私は、公営住宅法では健康で文化的ないわば住居を提供するというふうになっているわけで、こういう点は本当に何といいますか、健康で文化的というその言葉以前に普通にいわば生活する上で、どう考えてもまともでないという状況があるわけですよ。その点はやっぱり何らかの形で改善を進めていくべきじゃないかというふうに強く思うんですけども、いかがでしょうか。

○平井住宅課長 県営住宅、これは全般のございますけれど、やはり老朽化が進んでおりまして、少しずつ手を入れながら使っているわけですが、今おっしゃいました要望を幾つかの団地のほうからもいただきました。その中でも、今委員のほうがおっしゃいました街灯とかあるいはスロープの手すりとか、そういった防犯性に問題があるもの、あるいは安全性に問題があるものにつきましては、できるだけ早く対応させていただきたいというふうに思っております。

それから今ちょっと写真でも御説明いただきましたが、中庭で壁がなくて雨が当たると

か、よく雨が当たるとかいうそういったところに何かつくってほしいというような要望もいただいております。

そういったことにつきましても、これはやはり一つは当時の設計の考え方というものもあったかと思えますし、また実際何かやるにしても、これは法的な問題等も出てまいります。それからもちろん予算上のこともございますので、それらのことも含めて少し時間をいただいて改善策については検討させていただきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 だから、防犯とか安全という点は課長おっしゃったようにできるだけ速やかにやっていただくと。

それとやっぱりこの問題はどう考えても委員長、尋常じゃないですよ。要するに自分の県営住宅として借りて家賃を払っている、その同じ空間で雨が降るときは傘を差して隣に行かなくて風呂に入ってもうすぐ寒風の中にいわばさらされるとか、高齢者なんかの命にかかわる問題だし、これはやっぱり検討するとおっしゃったけれども、やっぱり改善するという立場に立って検討しなければならぬと思うんですけども、課長その辺はいかがですか。

○平井住宅課長 入居者の方々の生活の中でのそういった不便さというのも確かにあるかと思っております。屋根はついておりますので、横風、横雨のときにはやっぱりぬれてしまったりとか、やはり少し上からのぞかれるようなところがあるとか、そういった御要望もありますので、できるだけそういった安全にお住まいいただけるような改善は検討してまいります。

○内野幸喜委員長 済みません、私からちょっと聞いていいですか。

それは設計段階、それからでき上がってか

ら入居者を募集する段階で、ある程度そういうものなんだということで募集をしているわけですかね。その辺。

○平井住宅課長 もちろん最初もそうですし、今、途中から入居される方もおいでになりますけれども、そういった方々は一応まず団地を御案内して、これは保田窪第一に限らずどこも一緒なんですけれども、こういった部屋でございますということで一応御案内はしております。

ただ、やっぱり入居者の方々から言われると、天気がよかったらわからないということでございますし、やっぱり雨の日1週間ほど過ごしてみないとわからぬということ、やっぱりおっしゃいますので、やっぱりその辺も少し考えたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 だから、委員長が聞かれる趣旨もわからぬじゃないけれどね、いざ入ってみて、雨が降ったら傘差してとか、去年みたいな大雨のときはもう詰まって、床上になるかと思うぐらいに水があふれてくるとかね。昼、現場をいわば見て入居された人が真冬になったらいざ——夏はそれはいいけれども、真冬に何も吹きさらしのところで風呂に入らないかぬという現実にはやっぱり入ってみてわかるという面があるんですよね。そここのところをやっぱりしっかり考えてほしいと思いますね。もう答弁はよかです。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 ありませんか。なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第16号及び第17号について一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査に付することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（はい）と答える者あり）

○内野幸喜委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。成富監理課長。

○成富監理課長 それでは、報告事項の1をお願いいたします。発注標準の見直しについてでございます。

平成23年6月1日に施行の発注標準の見直しの概要をまず御説明させていただきます。

見直しの目的は、その当時建設投資が縮小する中で、今後とも技術と経営にすぐれ地域に貢献する建設業者を確保するため市場環境の整備を大目的としまして、発注標準の見直しを行いました。

その下の2つ目の丸ですけれども、主要な土木一式工事1,000万円以上は、十分な施工体制を有する上位ランク業者、A1、A2に

集中して発注するという概念で臨んでおりません。

一番下の表をごらんください。

土木工事ランク別業者数の推移ですけれども、平成17年土木一式業者は2,333社ありましたが、現在、平成25年4月1日では1,764社ということで、大体25%の減になるとる状況でございます。

2ページをお願いします。

こういう平成23年6月の見直し後の状況でございますけれども、今般の見直しに当たって、まず(1)本県の投資的予算の状況でございます。①本県投資的経費の推移でございますけれども、表を見ていただくとわかりますように、平成22年度、23年はマイナス6.1%の減、平成24年度は災害等の関係で12.9%の増となっております。平成25年6月補正後でございますけれども、平成25年2月の緊急経済対策を全額繰り越しておりますので、ここに上乗せしておりますけれども、前年に比べ1.5倍程度の2,100億円程度に投資的経費がなる状況でございます。

②の県発注工事の推移でございますけれども、県の投資額2,100億のうち実際工事請負費として発注する分の額の推移でございます。平成22、23年度減っておりますけれども、24年度、先ほどと同じように災害分がございましたので700億円程度に、平成25年度はまだ正確には把握できませんので、過去3年間の県の投資的経費のうちの県の発注工事の割合でおおむね大体5割程度ですので、その推計値として大体1,000億円程度の県発注工事が発注されると推測しております。

3ページをお願いします。

ここの部分には平成25年度の参考として、県の執行可能額の内訳、公共工事が多い農林水産部と土木部の状況を資料として出ささせていただきます。

農林水産部、土木部の平成25年度の執行可能額は1,117億円程度でございます。うち工

事請負費は841億円で、大体75%程度でございます。工事請負費のうち土木一式工事は565億円程度で67.2%程度、のり面工事が38億円程度で4.5%、舗装が102億円程度で12.2%程度が今のところ計画している状況でございます。

今後の発注でございますけれども、未契約繰越分につきましては、今年度全てを発注することとしております。平成25年度の当初分につきましては約76%、6月補正分につきましては67%の発注を予定している状況でございます。

4ページをお願いします。

こういう状況の中で、土木一式工事の発注標準の見直しについて検討いたしております。

(1)でございますけれども、土木工事ランク別の発注額のシェアの推移でございます。表を見ていただくとわかりますように、平成27年度は土木一式工事年間580億円程度ございましたけれども、平成21年度におきましては490億円程度、平成22年度については460億円程度、平成23年度発注標準の見直しのときにおきましては330億円程度まで減っております。平成24年度は400億円程度まで災害関係がふえまして、平成25年度は先ほどから申しましたように緊急経済対策分と災害分を含めて大体500億円程度、平成21年度のレベルまで戻っている状況になります。

一番下のランク別のシェアの表でございますけれども、平成23年度の発注標準の見直しのときの基本的な仕組みとしましては、A1に41%程度、A2に51%程度、大体A1、A2で93%程度を発注するというところで考えておりました。

それでは平成25年度現行の発注標準のままですと、A1が55%程度、A2が42%程度で、A1とA2のシェアが逆転するような形になる、またA1、A2が97%ということで、かなりの部分がA1、A2に偏って

るという状況になります。

5ページをお願いします。

(2)ですけれども、土木工事ランク別の今回は1者当たりの発注額の推移でございます。折れ線グラフを見ていただくとわかりますように、A1が一番上の折れ線ですけれども、大体1者当たりの発注額が大体2億3,000万円程度でしたのが、今回は4億5,000万円程度になる状況でございます。

一番下の表をお願いします。ランク別業者1件当たりの発注額ですけれども、平成23年度はA1が大体2億3,000万円程度、A2が6,000万円程度、B、Cという形になっております。平成25年度は、現行の発注標準のままですと、A1が4億5,000万円、A2が横ばいで大体7,000万円程度という状況でございます。

6ページをお願いします。

(3)今回は土木工事ランク別の1者当たりの発注件数の推移でございます。折れ線グラフを見ていただくとわかりますように、A1が大体一番上の折れ線ですけれども、4.17程度になります。

一番下の表でございますけれども、ランク別業者1件当たりの発注件数ですけれども、平成23年度はA1が2件、A2が2件程度でございます。

平成25年度は、現行の発注標準のままですと、A1が4件、A2が横ばいの大体2件程度ということでございます。

7ページをお願いします。横向きで申しわけございませんけれども、(4)発注標準見直しのシミュレーションということでございます。

平成23年度を見ていただくとわかりますように、A1、A2合わせて93%程度の発注規模で、A1が41.3%の137億円程度、A2が170億円程度の51%でございました。

平成25年度は現行制度のままですと、500億円程度の土木一式工事のうちA1

が270億円程度、A2が210億円程度合わせて大体97%程度で、A1が54.6%、A2が42.3%程度になります。

こういう状況を踏まえて平成23年度のスキームに近い形にするという目的で、一番右でございますけれども、発注標準の見直しとしましてはA2を5,000万円から7,000万円、Bを1,000万円から1,500万円に上げると、大体A1が43%、A2が50%程度。額につきましては、それぞれ210億円、240億円ということで、括弧書きに書いておりますけれども、平成23年度から比べるとA1が1.57%、A2が1.45%で合わせて93%という平成23年度の発注標準の見直しの近いスキームになるというシミュレーションをいたしました。

8ページをお願いします。

こういうシミュレーションのもと熊本広域大水害からの早期復旧・復興、緊急経済対策予算の円滑な執行を図る必要があること、さらに技術と経営にすぐれ地域に貢献する建設業者を確保するための市場環境の整備を図るとして、平成23年6月の発注標準の仕組み、考え方は堅持するというもとの、期間限定で平成25年6月25日から平成26年4月30日までの10カ月間、A2を5,000万円から7,000万円、Bクラスを1,000万円から1,500万円の発注標準の引き上げを行うこととさせていただきます。

9ページをお願いします。

平成23年6月1日施行の発注標準見直しの検証ということで、資料をつくらせていただいております。

まず、(1)倒産等の状況の推移でございますけれども、平成23年度の倒産件数が16件、平成24年度が10件という状況でございます。その時期に廃業の状況も37件、31件というふうに記しております。廃業のうちA2ランク以下は、合併による廃業も多いという状況でございます。

(2)県工事の下請工事受注状況でございま

すけれども、下請契約のうち県内業者の受注状況でございます。件数、金額ともに平成24年度88.2%、金額が83.1%と、22、23、24と年々件数、金額とも県内業者の受注状況はふえている状況でございます。

(3) 土木工事ランク別の企業合併等の状況でございます。平成23年度が21件、平成24年度が17件でございます。

(4) 新分野進出の状況でございます。平成23年度につきましても、6件がございました。基礎調査が2件、実証実験が4件でございます。

10ページをお願いします。

平成24年度は基礎調査で1件、実証実験が7件でございます。このうち現在の状況を調べましたところ、平成23年度の一番上の1件の実証実験、土木Bランク業者の地下水を用いた水の製造販売の検討というものにつきましては、現在もう断念をされておりますけれども、それ以外の実証実験、基礎調査をした事業所におきましては、現在、事業を継続していただいているか、また拡大に向けて事業を進捗していただいている状況でございます。

(5) 10ページ目ですけれども、優良施工業者の上位等級指名・落札の状況でございます。各地域振興局等管内の工事成績が高い上位3者を当該年度において1回のみ1等級上位に指名ということで、平成24年度の状況でございますけれども、Bランク業者のA2等級工事への指名件数が31件、落札が9件ございました。

Cランク業者のBランク工事への指名は、件数としまして20件、落札は3件でございます。

以上でございます。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 平尾課長、ちょっと待ってください。まずこの報告、時間も時間なん

で、この報告事項1について質疑を受けたいと思いますが、質疑はありますでしょうか。

○佐藤雅司委員 やっぱり早期復旧を目指すということでの、これだけの災害復旧の経費だと、あるいは緊急経済対策でしたと。やっぱり執行を、私も質問でさせていただきましたけれども、執行をきちっとやらなきゃいかぬ、そのようなことだろうと思いますけれども。やっぱりここでまあ期間限定ですからあると思いますがやっぱり災害の対応だとか、特に阿蘇とか菊池方面であったんですけれども、阿蘇はやっぱり高地の冷涼な夏場はそうしたいところにあるわけですが、冬場になりますととてもじゃないですね。積雪に凍結、いろんなことで、そして急峻な地形もあって建設業も非常に厳しい状況にあると思いますか、そうした行政と建設業の皆さん方との連携というのが極めて大事になってくる。例えば冬場の凍結あたりでは、もう朝2時か3時ごろ起きて、国道を開けていくために塩まきあたりもちゃんとやっていく、あるいは道路の積雪あたりもちゃんと決まっておりますして開けている、こういうことは皆さん方御存じだろうと思います。今度の災害についても暗いうちからやっぱりいち早く現場に駆けつけて、いわゆる土木事務所と一緒に一生懸命やられておりました。いろんなこっちもあっちもといういろんな要望があって、かなりフル回転で頑張ってきたということです。

それから今回もお天気にも助けられたんですが、農地の復旧あたりも土木業者は非常に頑張ってくれて、大体75の25と言われておったものが90%近く、90%を恐らく超えたと思いますけれども、やっぱり田んぼを植えなければならぬものですから一生懸命頑張ってくれて、本当皆さんから感謝されておりますけれども、しかし、どうもやっぱり昨今の「コンクリートから人へ」じゃありませんけれど

も、土木に対するいわゆる国民、県民の目線というのは非常に建設産業イコール悪みたいないイメージを持たれておりますから、先般の委員会の中でも話があったと思いますけれども、イメージをしっかりと上げてくれということをおっしゃっております。

したがって、もちろんこういう大きな災害、規模はあると思いますけれども、規模でやっぱり決めていくと思いますけれども、できるだけ地元と密着した企業の育成というのが私は必要だろうと思っています。

したがって、そういうものについてしっかりと対応していただきたいというふうに思っておりますので、もう多分答弁はわかっておりますのでもう聞きませんけれども、やっぱりそうした地域にやっぱり密着していく、地域の産業に貢献していく、そういう建設業の育成というものが急務だというふうに思っておりますので、これはもう言わぬでもわかると思います。いろんなことで縮んできておりますので、ぜひそのことをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○内野幸喜委員長 ほか質疑はありませんか。

○中村博生委員 発注標準の見直しですけれども、広域災害の復興が最優先という理解はしております。それで期限が来年の4月ですか、3月いっぱいだったですかね。（「4月30日」と呼ぶ者あり）4月いっぱいということではありますが、今の格付についても、各地域地域でも現在もバランス的に悪い部分もあると思いますけれども、今回のこういった形でやっていただけるのは大変ありがたいとは思いますが、やっぱり集中して阿蘇地域にいくわけですから、業界としては大変喜ばしいことではありますが、経営審査を年に1度受けますね。売上のにもいろんな部分でこの格差が

広がりつつあると思うんですよ。そういった部分も含めての期間限定であろうと思っておりますけれども、その辺今後100%発注する予定であります、いろんな問題でおくれたりしたときに、この期間を延ばすとか延ばさないとかということはないんですよ。

○成富監理課長 期間を延ばす延ばさないかは、来年度の工事量等を踏まえて検討するというので、4月30日までの間にそこはしっかりまず内部で詰めていきたいと思っております。延ばすか延ばさないかはその時点で考えると。

○中村博生委員 その時点で考えるということは可能性はあるということですか。そういう理解でいいんですか。

○成富監理課長 可能性の問題というか、その時点で考えたいと思います。

○中村博生委員 そういうことのないように努力をするということでしょうか。

○成富監理課長 ないということではなくて、その時点で検討しますので、その時点で土木一式工事の発注の来年度の投資の状況がどの程度になるかを見て判断したいと思っております。

○中村博生委員 状況を見てな。はい、しっかり見とってくださいね。

○内野幸喜委員長 質疑はありませんか。

○佐藤雅司委員 今の関連でよございますか。そこらあたりをはっきりしておきませんか。例えば県と業界で災害の協定あたりを結んでおりますね。下手すると、いろんなことで協定を破棄しますよ、さっきの話じゃあ

りませんけれども、塩まきも災害のとき緊急招集をかけられても、それは熊本市内とか他のところの八代辺からでも天草辺からでも頼んでくださいよ、県下一円ならばと言われかねないんで、そこははっきりしておかないかぬとじゃないですか。

○成富監理課長 その検討は、済みませんが、この発注標準の見直しははっきり今の時点では来年度4月30日以降をどうするかというのは保留させていただきたいと思っております。その時点で考えたいと思っております。

○佐藤雅司委員 非常に曖昧な答えなんです、非常に地元からいうと、もちろん大命題の復旧が先だということはあると思いますからそれはもう当然ですよ。だけれど、そこがもうやる前からわかりませんよ、どれくらいになるかわかりませんよという話じゃ、地元も下手するとさっきの話じゃないけれど全然違う話じゃないと思うんですよ。

○佐藤政策審議監 ちょっと監理課長、非常に慎重な言い方をしておりますが、我々としてはこの資料の8ページに書いてありますように基本的な考え方なり何なりというのは堅持したいということですから、今回の発注標準の見直しはあくまでもこの経済対策を踏まえた暫定的な措置だというふうに考えております。

ただ、そうは言いながら、今後参議院選挙なり何なり、あるいはどういう予算のつけ方するかわかりませんので、その予算の状況を見て考えていきたいというのが、今監理課長がお答えした趣旨でございまして、基本的には今回の措置は1年間の暫定措置だというふうに考えているところでございます。

○佐藤雅司委員 ちょっと、もう一丁いいかな。そうだと参議院選挙も含めるとということ

になると、それは予算が少なくなれば、もうちょっと、例えばことしいっぱいになるとか逆にもう前倒しでやめるかもしれないということも含まれる話ですか。

○佐藤政策審議監 前倒しでやめるということとは考えておりません。少なくともことしはこれだけ大きな投資的経費があつて発注も急いでやらなくちゃいけないわけですから、少なくとも4月30日まではこの考え方でさせていただきたいと思っております。

○城下広作委員 いずれにしても、復興に対してスムーズにいくような観点でまず発注をやるべきだというふうに思いますので、そのことを十分考えられてやっている措置だと思いますので、まずそこが第一義であるということが大事だと思いますので、それはぜひよろしく。私はそういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○松岡徹委員 この発注標準の見直しは、何と申しますかね、現状を踏まえた改善策というふうに僕は捉えております。監理課長が説明された資料の9ページ3の(1)の倒産等の状況推移とありますけれども、その中でランクB、Cの倒産、廃業が特に目立っております。中には合併したところもあるというあれですけど、この23年の改革自体が結果としては、このB、Cクラスを倒産、廃業に追い込むんじゃないかというふうに指摘もしたし、そう言われておりましたが、そういう点では自民党の議員の一般質問の中でも、せめてBは1,500万までという話もありましたし、これは来年の3月に判断するということだけれど、私はこの改革、改善は継続する方向で考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、A1、A2にかなりの部分が集中していますけれども、前の委

員会で僕が質問したときに、B、Cの人はいわば県の工事の下請で組み込まれますので、かなり倒産、廃業は防げると、経営については大丈夫だというような答弁が金子監理課長のときだったと思いますけれども、ありましたけれども、結果としてこういう数字も出ているという面を直視しなければならぬということ。もう一つは、その関係で言えば元下関係をきちっとするという問題があるし、設計労務単価ですね、それをきちっと反映したいわば建設産業従事者の賃金を保障するといえますかね。最近のあれでは佐賀市が最低の賃金を80%というふうにしている。それまでは大体70%ぐらいだったのがそういうふうにしたというのがありましたけれど、各地でつくられているその公契約条例があつたり要綱があつたりしていますけれども、そこら辺のあり方ですね、どんどんどんどん買いたたかれてダンピングみたいになって、結局はその建設産業従事者の賃金がどんどんどんどん下がっていく状態にならないような、その元下関係をきちっとしていく点が大事じゃないかと思えます。

継続するかどうかについては、もう課長が答弁されたからそれについては言いませんけれども、2点目についていかがですか。

○成富監理課長 おっしゃるようにB、Cランクについては23、24ということで、倒産件数としては出ておりますけれども、やはりこれが、この発注標準の見直しに伴うものかどうかというのはちょっとはつきりはわからないで、そこは何とも言えませんけれども、県としては(2)にありますように、下請契約については県内業者を使うようにということで、かなり徹底してきてこれだけの数字を上げてきています。また、その市町村等に対しても、県内業者を使っただけというお願いもしておりますので、B、Cについては引き続き県発注工事からは、シェアは少

なくなっていますけれども、引き続き育成というか、そういう対応をしっかりとしていきたいというふうに思っています。

あと、もう1点の労務単価の関係といえますか、公契約条例にも関係してくるかと思えますけれども、一応労務単価というのは今般国の基準等で引き上げられていますので、これらについては、引き続き今年度、元下関係の中でしっかり立入調査とか下請報告とかを求めながら、その中で協会とも話し合いながら、その辺きちんと支払われていくようには協議等をしていきたいというふうに思っています。

○松岡徹委員 建設産業政策について、この前やっぱり建設産業というのは地域の経済とかあるいは安全な地域づくり、災害対応とか、私は建設産業をもっとやっぱり育成するというか、減らしていくんじゃなくて育成していくという立場でやるべきだということを前回もちょっと言いましたけれども、その論拠で私がこの間繰り返してきたのは、この10年スパンで見ると建設投資額は半分ぐらいになったけれど、建設産業自体は18%ぐらいしか減ってないというデータがあるわけね。ところが実際には30人とか40人規模の企業でいくと、やっぱり4割前後、5割近く減っているわけですよ。だから、かなり淘汰しているという言い方が必要じゃないかと前回言ったんだけど、さらに私が今度調べて、少し県にも研究してほしいと思うのは、それをもっと長いスパンで分析すると、1985年から最近まででいくと、例えば建設業の投資額は大体85年が50兆円、今が大体50兆円近くになっただけですけども、ところが一番バブルのときには80兆円ぐらいに膨れ上がっているわけ。だから、ピーク時はこれだけなっているのに今は半分になったというふうな捉え方は、もう少し長いスパンで見ると違う。もうちょっとバブルの前は50兆円ぐらいで今と変

わらないようなそういうふうになっている。

それからもう一つは、建設業者数は大体1985年は50万ぐらいで、今が大体そのぐらいで、いわばそうなんです。1業者当たりの建設投資額が1985年が9,600万で今が9,400万なんです。だからバブルのときのその投資額と比較して、それと比べて今建設投資額は半分になっている。だから建設業が多過ぎるという分析は、後でデータは課長にあげますけれど違うんだと。もう少し僕はもっと、熊本県の建設業産業政策として振興プランがありますけれども、あの振興プランでいうところの建設投資額は半分に減った、業者は18%しか減ってないという、この展開、分析、そこをもう少し踏み込んで分析をして、熊本県としてどのような政策プランが必要かというようなことを考えていただきたい。そういう点との関係でも、発注標準の見直しの問題では、やっぱりそのA1、A2、B、C全体がやはり栄えていくちゅうか成り立っていくような方向をもう少し研究すべきじゃないかなと思います。

これは答弁は要りませんが、一応問題提起で、この今私が言った資料は、後で課長にまたあげますけれど、研究していただきたいと思います。以上です。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

さっきのB、Cですね、件数はそうかもしれないですけど、分母が違うんで、比率で言えばどうなんです。そんなにA1、A2とか、「比率からいくと」と呼ぶ者あり）そんなには変わらないということですね。分母が違いますからね。わかりました。

ほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 それでは一旦ここで休憩に入りたいと思います。

午後からは、13時15分から報告事項2からまた再開させていただきたいと思います。

それでは大変お疲れさまでした。

午後0時15分休憩

午後1時16分開議

○内野幸喜委員長 それでは再開したいと思います。

まず、堤委員については、午後からは御欠席との連絡がっておりますので、御報告いたします。

それでは、報告2からお願いしたいと思います。平尾都市計画課長。

○平尾都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項2のJR鹿児島本線等連続立体交差事業の変更認可についてお願いいたします。

JR鹿児島本線等連続立体交差事業につきましては、平成14年3月に国の都市計画事業認可を取得し事業を進めておりますが、これまでにJR九州や熊本市、鉄道運輸機構と工程や全体事業費について精査、協議を行ってまいりました。

その結果、工期につきましては完了予定が平成28年度から2年延長し平成30年となることを昨年8月に報告させていただいております。また全体事業費につきましては、約550億円から約606億円に増額になる見込みとなりまして、これら事業計画の変更認可手続を進めていきますことを今回御報告させていただきます。

1、事業の概要と2、工事状況と工程につきましては、恐れ入ります2ページ目の資料で説明させていただきます。

紙面の上段は、熊本駅周辺状況の変遷をあらわしております。左から、平成9年ごろの航空写真、真ん中が現在の状況、右が将来予想図でございます。下段は、この事業によって新たに整備される熊本駅舎と上熊本駅舎のデザインイメージでございます。

続きまして、裏面の3ページをごらんください。紙面の上段に平面図、下段に全体の工程を示しております。

この事業は、鹿児島本線約6キロメートル、豊肥本線約1キロメートルを高架化するものでございます。現在は高架橋の工事が本格化しておりまして、工事の進捗率は約69%となっております。

工程といたしましては、紙面中段の青い部分でございますが、平成26年度末までに鹿児島本線の北側の約4キロメートルについて、上下線、熊本駅部の約2キロのうち上り線の高架化を完了いたします。

次に紙面中段の赤い部分でございますが、平成29年度末までに残る熊本駅部下り線約2キロメートルと豊肥本線約1キロメートルの高架化を完了いたします。

最後に、紙面右上のイメージ図にある新しい熊本駅舎の外壁、武者返しと呼んでおりますが、これを平成30年度末までに完成させ事業を完了する予定でございます。

恐れ入ります1ページに戻っていただきまして、3、事業費変更要因を説明いたします。

今回増額となります主な要因といたしまして、まず熊本駅舎のデザイン変更がございました。これについては平成20年9月に約20億円で説明させていただき、平成22年3月に基本設計に基づき約23億円と公表しておりますが、今回さらなる精査を加え、約24億円となりました。

次に、高麗門等の熊本城に関連する埋蔵文化財を保存するために、一部高架橋構造を変更したことによるものがございます。これにつきましても、昨年9月に議会で概略設計をもとに約10億円の増額となることを説明させていただきましたが、今回、詳細設計に基づき積算したところ約11億3,000万円の増額となりました。

また、これらに加え今回新たな積算にて、

平成15年時点からの建設物価の上昇で、約16億8,000万円の増額となったことなどにより、総額で約55億円の増額となりました。

続きまして、4、今後の予定でございますが、都市計画法に基づく事業認可の変更を国と協議中であり、協議が整い次第申請する予定としております。

引き続きよろしいでしょうか。

○内野幸喜委員長 はい。

○平尾都市計画課長 引き続きまして、報告事項3をお願いいたします。

報告事項3、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針(案)について、御報告いたします。本案につきましては、昨年12月の当委員会に中間報告をさせていただいた後、パブリックコメントを経て、今月3日に開催されました熊本県都市計画審議会で答申をいただきましたので、その内容について御報告させていただきます。

今回改定します基本方針は、県内の各都市計画区域マスタープランの策定に当たって基本となる都市づくりの考え方を示すもので、この基本方針に基づいて各都市計画区域マスタープランを策定することになります。

まず、1の熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改定趣旨でございますが、基本方針は平成15年の策定後、約10年が経過し、本格的な人口減少、超高齢化社会の到来、東日本大震災、熊本広域大水害などを踏まえて改定を行うものです。

次に、2の熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針(案)の概要をごらんください。

主な課題ですが、改定趣旨で述べました事項などを(1)から(6)で整理しております。

次に基本理念ですが、豊かな「もり」と共生する持続可能で活力のあるエコ・コンパクトな都市づくりとしております。エコロジーとエコノミーの「エコ」に着眼し、エコ・コ

コンパクトと表現しております。

基本目標は5項目上げており、内容に大きな変更はございません。

次に、都市計画の方針等です。青字で記載した改定部分を中心に御説明いたします。

(1)都市計画区域指定の方針では、開発圧力が高い区域で、土地利用を制御し環境を保全するために、準都市計画区域の積極的な指定を行うことといたしました。

(2)土地利用の基本的な方針では、県全体としては市街地の拡大を抑制する一方、熊本都市計画区域では当面の人口微増を想定しており、市街地の拡大を適正にコントロールすることとしております。

(3)都市施設整備の基本的な方針では、幹線道路の整備を促進するとともに、施設の長寿命化、防災機能の向上を図ることといたしました。

(4)市街地整備の基本的な方針では、簡易的な区画整理事業等を活用し、未利用地対策を行っていくこととしました。

(5)緑・景観の体系の基本的な方針では、歴史的建造物群を活用することにより、市街地の魅力を高めていくこととしております。

(6)都市防災についての基本的な方針では、地域防災計画との連携や災害のおそれのある区域の住居系用途地域指定について、一定の制限をすることといたしました。

(7)広域都市計画区域マスタープランでは、コンパクトシティ推進や効率的な都市経営のためには、都市計画区域間の連携が必要と考え、荒尾、玉名、長洲、宇城、宇土、水俣、芦北、本渡、牛深都市計画区域で広域都市計画区域マスタープランを採用することといたしました。

(8)都市計画制度の運用方針では、都市づくりへの住民参加とマネジメントサイクルによる都市計画区域マスタープランの進行管理を行うことといたしました。

都市計画課は以上でございます。

○松永港湾課長 港湾課です。

報告事項4につきまして御説明いたします。

資料の1ページをごらん願います。

平成13年3月に策定いたしました水俣湾環境対策基本方針に基づきまして、平成24年度に実施いたしました水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果につきまして御報告いたします。

まず、(1)の水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果についてですが、調査項目としては水質、底質、地下水、魚類及び動物プランクトンの5項目について実施しております。

調査の結果につきましては、水質及び地下水ともに全地点において総水銀は検出されませんでした。また底質の総水銀についても、暫定除去基準値を下回っております。

次に2ページをごらん願います。

魚類につきましては、2魚種ともに暫定的規制値を下回っております。また動物プランクトンにつきましても、大きな変動はございませんでした。

なお、これらの調査地点につきましては、3ページに記載しているとおりです。

次に4ページをごらん願います。

(2)の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告いたします。

この点検調査は、平成14年3月に策定いたしました水俣湾埋立地管理補修マニュアルに基づいて実施しております。

調査内容としては、埋立護岸前面の水質調査、埋立地地盤調査及び構造物変状調査の3項目を実施しております。

これらの調査位置につきましては5ページに記載しているとおりですので、あわせてごらん願います。

まず、水質調査では、護岸前面の海水中から水銀は検出されませんでした。

次に、埋立地地盤調査では、地盤の異常な沈下及び陥没等は見られませんでした。

次に、構造物変状調査では、埋立地外周施設等の構造に影響を及ぼすような変状は見られませんでした。

今後とも定期的に調査を実施し、計画的に補修を行っていくことで施設を良好な状態に保つよう、管理に万全を期してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○手島道路整備課長 報告事項5、高規格幹線道路及び地域高規格道路の最近の動きについてでございます。

前回の建設常任委員会以降に多くの動きがございましたので、報告させていただきます。

参考のため、A3判の位置図を次のページにつけております。

1、平成25年度の新規事業化箇所として、中九州横断道路、国道57号滝室坂道路が今年の災害を契機に異例のスピードで国の事業として採択されました。また、天草地域の悲願であった熊本天草幹線道路、国道324号本渡道路が熊本県の事業として採択されました。

2、計画段階評価着手箇所として、中九州横断道路、熊本市・大津町間に着手されております。ちなみに、計画段階評価とは、新規事業採択時評価の前段階において政策目標を明確化した上で、複数案の比較評価を行うものでございます。

3、新たに計画段階評価を進めるための調査を行う箇所として、九州横断自動車道延岡線、通称九州中央自動車道の蘇陽一高千穂間と有明海沿岸道路Ⅱ期、大牟田市から長洲町間が新規に公表されております。ただし、有明海沿岸道路Ⅱ期については、整備主体、概略ルート、構造を含めて検討するものとされております。

4、新たな開通見通し箇所として、九州横

断自動車道延岡線、小池高山インターから北中島インター間の10.8キロメートルが平成30年度に開通予定と公表されました。

新規事業化などが認められましたのは、県議会の皆様の御助力、御支援のたまものでございます。今後ともよろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課です。

報告事項6、平成25年度上半期の発注目標について御説明いたします。

本年度は、通常予算に加え熊本広域大水害からの復旧・復興事業及び平成24年度2月補正で計上した緊急経済対策関連事業の早期執行を図る必要がございます。

特に緊急経済対策については、1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策の方針に基づき、経済への波及効果が一日も早く発揮されるよう早期発注が求められているところでございます。

このため、例年にも増して積極的に前倒し発注を進める必要があることから、上半期の発注目標を設定することといたしました。

中ほどの1、上半期の発注目標の概要をごらんください。

まず発注目標の対象とする予算額ですが、平成24年度からの繰越予算と平成25年度予算の投資的経費から直轄事業負担金などを除いた県が事業主体となる事業分を対象としております。

まず全体では、表下段に記載のとおり予算額が約1,200億円、うち上半期の発注目標額として約840億円、率で70%としております。

設定の考え方ですが、各出先機関へ行った発注可能額調査及び過去の上半期実績が60%程度であったことなどを踏まえて設定しております。

上段括弧書きはそのうちの緊急経済対策分でございます、予算額が約300億円でございます。緊急経済対策の趣旨に鑑み全額の発注を目標としております。

そのため、2、今後の主な対応でございますが、まず定期的な進捗管理を行っていくとともに、発注体制の強化として5月10日から平成27年度までの3年間の任期で採用した任期つき職員や積算業務、監督業務の補助を行う外部委託を積極的に活用してまいります。

次に、入札手続の短縮化でございます。9月30日までの期間においては、入札緩和措置として3,000万円から5,000万円未満を条件つき一般競争入札から指名競争入札とするなどの対応をとることとしております。

今後、上半期残り3カ月でございますが、前倒し発注に向けて最大限努力してまいります。

報告は以上です。

○内野幸喜委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○池田和貴委員 済みません、都市計画課にちょっとお伺いをしたいんですが、都市計画の区域マスタープランの基本方針案の中で、都市計画の方針等で市街地整備の基本方針で、済みません、これ勉強不足なんで申しわけないんですが、簡易型区画整理というのがあるんですけれども、これ通常の区画整理と簡易型というのはどういう違いがあるのか、済みません、そこを教えてください。

○平尾都市計画課長 大きな点では、通常の区画整理事業だと、公園だとかそういうふうな公共施設を設置する必要性がございますが、これは市内部の住宅密集地、例えば木造が一番イメージしやすいかと思いますが、それも規模等々にも関係なく、例えば3軒、4

軒がまとまったときに、そういうふうな公園施設等々の施設を伴わなくて、土地間の境界をストレートにすっと通すというような形で非常に簡易にできるという制度でございます。

○池田和貴委員 そういうことなんですね。はい、わかりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○城下広作委員 報告事項の2番なんですけれども、JRの熊本駅のこの着工前また現在、将来図という感じで非常に期待しているんですけれども、最終的にこの将来予想図の中に0番ホームという部分は、要するにJRの主体事業なんですけれども、ここも含めて私は完成するというのがイメージとしてはやっぱり持ちたいんですね。この0番ホームの利活用に関しては、まあ並行して協議してもらって、大体形を考えてもらいたいと思うんですが、この辺は今の状況はどうなんですか。JRの0番ホームの使い方というか、どのように考えているかという進捗状況とか、将来的にどういう話を持っていきたいという完成のときまで含めてということ。

○平尾都市計画課長 0番ホームにつきましては、私どものほうよりも地域のほうが……（「土木ではない。ここではわかりませんかね。」と呼ぶ者あり。）私どもはまずはこの高架化ということに今全ての精力を傾注しているところでございます。

○城下広作委員 了解でございます。ちょっとここは管轄じゃないから。

ただ、この高架化の部分とあわせて、熊本駅は0番ホームの一带、前の公園も含めてでき上がるというのが、このある意味では予想

図の最終的な30年のやっぱり目標じゃないかなと思います。委員長、わかりました。委員長、了解でございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松岡徹委員 報告4の水俣湾環境調査の(1)の「ウ」ですね、魚類についてのカサゴとベラの調査の件で、この調査はいわゆる方式がありますけれども、どの方式でやっているのか。

○松永港湾課長 魚類の調査は港湾課でなくて一応環境保全課でやっているんですけども、一応知っている範囲でお答えしますと、国がこれ示しております、サンプリング調査ということで、20か25というか……

○松岡徹委員 そういう数じゃなくて、この調査の方式があるのよ、調査の。厚生労働省がやっているのと環境省がやっているのと。そこはわからぬなら……

○松永港湾課長 それはちょっと……。

○松岡徹委員 それでね、今通常厚生労働省がやっているのは公定法というやり方で、これはメチル水銀の測定に非常に不安定であるということで、御承知のように国立水俣病研究センター、国水研で26年間ずっと水銀を研究されてきた赤木洋勝という先生がいらっしゃるわけですけどね、今この方は水俣の袋にある水銀分析研究所、通称国際水銀ラボというんですけどね、そこの所長をされている人がいわばこの公定法というのに改良を加えて、いわば水銀の微量も測定するようにして、これが大体この赤木方式というのが国際的になっているんですよ。この方は、ブラジルのアマゾンなんかの調査にも水銀の調査

にも行っておられている。この赤木方式でいくと、総水銀とメチル水銀はほとんど変わらない、ほとんどメチル水銀だというわけですよ、赤木式で検査をすると。総水銀というけれども、95%から100%メチル水銀というわけ。そこが大事なんですよ。

それで、これでいくと、24年度は総水銀は0.28なんだけれど、いわば23年度が0.30、22年度は0.38になっているわけですよ。つまり、総水銀イコールほぼメチル水銀というこの先生の方式でいくと、23年度、22年度はその基準値を超えたことになるわけですよ。ここが問題でね。結局は水俣病問題というのは何かというと、慢性微量汚染の蓄積ですたいね。これで、いわばさまざまのレベルの水俣病が今発症して、裁判でも責められてるわけね。だから、このところがね、環境省はいわば新しい方式を今やっているらしいんですけども、厚生労働省は食品検査関係は依然としてこれらしいですよ、公定法というやり方。私は、この熊本県というのは、やっぱり水俣病を生んだ県だから、そして水俣病問題というのは劇症型の水俣病だけじゃなくて、慢性微量汚染による水俣病ちゅうのがそれが大きく広がって、特措法なんかもできて、また新しい裁判もということだからですね。このところは、やっぱり港湾課にこれは言ってもなかなか答えるのに厳しいとは思ったんですけど、一応港湾課の報告だもんだから。いわば総水銀イコール水俣病、メチル水銀で考えた場合にオーバーしていますよと。24年度はわずかながら下回っていますけれども、非常に際どいところという点では、かなり重大視すべきではないかなというふうに思いますので。

いわば基準値を上回っていませんから大丈夫というふうには、今のいわば検査法の進歩といいますかの基準でいくとそうならないというようなことを指摘しておきたいし、ですから、おたくのほうからも環境生活の担当の

ほうにも、少しちょっと言っておいていただいて、またどこかで議論したいと思います。

以上です。

○内野幸喜委員長 ちょっと私からいいですか。

今、松岡委員のほうから規制値を超えている話がありました。これには超えてないとなっているわけですね。こういう場で、もし超えているという話が出たときに、やはりいろんな影響が出てくると思いますから、そこはちゃんと今資料とかないもんですから、ちゃんと今後見た上でちょっとその辺は話していただければと思います。

○松岡徹委員 この公定法でやれば、いわば総水銀とメチル水銀の関係がね、メチル水銀の測定が不安定なものだから特定できない、非常に不安定というわけよ。ところが、私が言いたいわけの国水研で長く研究された赤木先生のいわば、これは国際的にこの方式が、赤木方式というのが定着してきているわけですよ。現に、環境省はこれでやっているわけよ。それでいくと、いわば総水銀の中のメチル水銀の関係では、95から100というふうになっているわけだ。だから、そういうような点で、いわば旧態依然とした40年前の公定法でやる測定というのは、いわば検討する余地があるということを言っているわけで、なにも問題がないですよ。

○内野幸喜委員長 港湾課のほうで難しいなら、環境保全課で……

○松岡徹委員 こういう点を指摘をして、これで安全というふうには言えないというのが、今いわば専門家の中では議論になっているわけだから。

○内野幸喜委員長 これはまた1回ですね、

港湾課のほうで答えるのはちょっと難しいと思います。

○松岡徹委員 だけん港湾課には答弁は求めないから、そういう問題提起をして環境のほうにつないでくれと言っているわけ。

○松永港湾課長 松岡委員の御意見も担当の環境保全のほうに伝えておきます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○内野幸喜委員長 ありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

次回の委員会については、8月20日午前10時からを予定しております。なお、正式通知については、後日文書で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回建設常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後1時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長